

令和元年

南三陸町議会会議録

第8回定例会	12月10日	開	会
	12月17日	閉	会

南三陸町議会

令和元年 12 月 11 日（水曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

令和元年12月11日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	三浦勝美君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	佐藤正文君
綜合支所長	佐久間三津也君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育總務課長	阿部俊光君
生涯學習課長	大森隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第2号

令和元年12月11日（水曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。本日2日目の定例会であります。きょうも一般質問から入りますので、元気よく質問されることを期待いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

復興推進課長の退席を許可しております。なお、復興推進課長にかわって課長補佐兼区画整理係長が着席しております。

初めに、発言の申し入れがあります。保健福祉課長から、昨日の一般質問における答弁の訂正について発言したい旨申し入れがありましたので、許可をいたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） おはようございます。

それでは、昨日千葉議員の一般質問でございました生活再建支援金の質問に関連いたしまして、半壊等の件数につきまして、4件というふうにお答えを申し上げておりましたけれども、ちょっと答弁に際しまして欄違いを見てしまいました。正しくは、大規模半壊が1件、半壊が10件、準半壊が1件というふうなことでございます。おわびして訂正を申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番佐藤雄一君、4番千葉伸孝君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告2番佐藤正明君。質問件名、1、台風19号の災害復旧について。以上、1件について、一問一答方式による佐藤正明君の登壇、発言を許します。6番佐藤正明君。

〔6番 佐藤正明君 登壇〕

○6番（佐藤正明君） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、6番佐藤正明は登壇より一般質問、一問一答方式で災

害復旧についての質問を行います。

質問相手は町長になります。質問の事項は、台風19号の災害復旧についてです。

質問の要旨は、台風19号では甚大な被害を受け、激甚災害としても指定されている。災害復旧は、迅速かつ適切な復旧が強く求められる中で、災害復旧事業とは現況に復旧し、維持するのが復旧事業と思う。甚大な被害を受けている災害復旧のできない箇所や、災害査定からも認められない箇所が出てくることなどから、次の点を伺う。

- 1、災害申請や災害査定などからも外れた箇所について、対策の考えはあるのか。
- 2、河川・道路災害の復旧計画と、今後の維持管理はどのように考えているのか。
- 3、被災した農地復旧、どのような計画でいく考えであるか。
- 4、法定外公共物の維持管理について、災害状況は確認済みと思うが、緊急対応の必要な箇所がある。対応策の考えはあるか。

以上、登壇より質問いたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

佐藤正明議員のご質問、台風19号の災害復旧というご質問でございますので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問、災害申請や災害査定からも外れた箇所についての対策であります。台風19号による大雨で、本町では町道施設143カ所、河川75カ所、林道施設137カ所が被災しております。被災金額や被災規模によっては、国の災害復旧事業、いわゆる国債の基準に満たない被災箇所もあります。そういった箇所については、起債で財源の確保を図って復旧事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問、河川・道路災害の復旧計画と今後の維持管理についてであります。河川・道路災害の復旧につきましては、国へ災害査定を申請し、早期の復旧を目指してまいりたいと思っております。また、災害査定は、来年2月まで計画されておりますので、新年度予算にて工事費を計上して、令和2年度の工事着工を考えております。

今後の施設の維持管理につきましては、現在町内を4つの地域に分けて、それぞれ管理業者と契約を行うとともに、直営においてもパトロールを実施しながら行っているところであります。今後も、引き続き地域の方々からも情報提供をいただきながら、異常箇所の早期発見、側溝・配水管等の土砂撤去、除草等を行い、災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、農地復旧の考え方についてであります。今回の台風による農地全体の被災件数は378件、うち町管理の農道及び水路被害が84件、個人所有の農地被害は294件、耕作放棄地を除いた農地被害は273件でありました。

今回の台風19号については、国の激甚災害の指定を受けたため、本来であれば被害額40万円以上の被害につきましては、おおむね9割の国庫補助を受け、災害復旧事業を行うことができるところであります。国の基準に合わせた復旧を行った場合、農家の自己負担額が大きくなることや、その費用対効果、何より国の復旧計画に合わせた場合には、被災農家は来年の作付ができない状況となります。このため、農地復旧に当たっては、町管理の農道・水路は町単独で復旧し、耕作放棄地を除く273件の個人所有農地については各農家で復旧をしていただいて、これに要した経費の2分の1以内、上限20万円を来年度以降の作付を条件として補助金を交付するというようにしております。

ご質問の4件目、法定外公共物の維持管理についてお答えをいたしますが、まず法定外公共物に係る被災箇所の確認につきましては、おおむね完了いたしております。緊急対応の必要な箇所があるのご指摘につきましては、その被災規模、被災内容によりましては、町での対応も検討が必要であります。しかし、里道や水路といった法定外公共物は、町内の至るところに存在をしております。人的資源、財源を考慮しますと、その全てに対応することには限界があります。したがって、少量の土砂の堆積と軽易な被災、並びに通常時の簡易な維持管理については、隣接関係者の方々のご協力をいただきながら実施をしていく必要があると考えております。

○議長（三浦清人君） 6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） まず、職員の方々には、台風接近前からの災害予防対策を初め、災害状況の確認や災害の応急復旧対応に当たり、人的な被害もなく対策・対応ができたことは、皆さんの災害に対する対応のおかげだと思います。ご苦労さまでございました。

さて、災害申請や災害査定などからも外れた箇所についてとふうなことで、数的には結構多いと、そういう中で、外れた場所については起債をもとにして対応していくと、そういうお話を、答弁をいただきました。

そういう中で、起債については、現在被災を受けている場所で、町民の方たちといいますか、被災を受けた方々から、どこからどこまでが起債だか、そして国債はどこからどこまで国債で受けるのか、その辺の範囲がわからずにいるような状況でございますので、その辺のやつをあらわしていく方向が必要ではないかなと、そのように思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） おはようございます。

国の補助を受ける箇所と、そうでない箇所の区分けというご質問でございますが、現在既に現場のほうに測量が入ってございまして、当然測量ぐい、それからさまざまなマーキングをさせていただいております。端的に申せば、それがあある箇所が国の補助事業を受ける箇所、ない箇所が町単費でやる箇所というふうにご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 一応その辺はわかるんですが、住民の方たちは、うちはやってもらえるのか、やってもらえないのかというふうなことで、起債からも、今建設課長言ったんですが、測量ぐいを打っている、そして今度はその打っていない場所は起債等で対応してもらえるのか、その辺がまだ不安なようでございます。その辺のやつなんかは、やはりその隣地の方といますか、その辺の方への説明等も必要になるかと思いますが、その辺について町長、どのように思いますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 個別案件等につきましては、それぞれのケースがあるというふうに思いますので、そこはいろいろ疑問とか、あるいは聞きたいということの部分が町民の方々の中にあろうかというふうに思います。

また、一つお話をさせていただきますが、先日も宮城県町村会として、県のほうに申請、要望書を出していきました。その中におきましても、各被災した市町村、全てがまだ今こういう状況でございまして、それぞれの被災を受けた皆さん方が、一日も早く改良復旧というふうなお話をいただいておりますが、そういった全体的な流れの中におきましても、まだこれからしばらくかかるというふうな各首長さんたちのお話も聞いておりますし、県のほうもそういうふうな考え方を持っておりますので、いずれそういった不安あろうかというふうに思いますが、いずれ我々としては淡々と進めていきたいというふうに考えておりますので、今しばしご容赦をいただければというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） そういう形で、とりあえず待つのはいいんですが、春の耕作にも支障してくる場所もございますので、その辺はしっかりお願いしたいと思います。

それから、台風19号の襲来から間もなく2カ月になります。応急復旧については、私も質問を考えていましたが、昨日前者のほうが強くと議論してもらいました。そして、残っていた秋

目川の通行どめが今月中に開通できるという答弁をいただいた形でございます。ところが、工事費は町費で負担しなければならないと、そういう形で、補助金が認められるか、認められないかちょっとわからないというふうなことの答弁でした。

そこで、私も少しパソコンをいじくって見ていたんですが、11月29日発信の防災担当相では、被災自治体は財政的にも心配することなく、安心して復旧に取り組んでもらいたいと言っている。今週から国の査定も行われていると思いますが、査定を受ける段階で防災相の発言を強く主張し、応急復旧費を予算化することはできるのではないかと思います、その辺町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか額面どおりには受けとめかねる部分もあろうかというふうに思います。いずれうちのほうでも、もっと精査をしながらということになるかと思っておりますので、その辺はしっかりと国とあるいは県との連携をとりながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） では、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど起債等で対応することもあるというふうなことのお話だったんですが、前に昭和63年ごろですか、水尻川が大氾濫して、堤防その他のものが大分破壊されました。そのとき、その箇所だけの復旧でなく、そこに隣接している箇所ですか、県の工事だったんですが、その辺は関連事業として水尻川が全部改修といいますか、災害復旧と同時に関連事業を受けて全部改修したような形でございます。そのようなことも私記憶にありますので、今回桜葉川とか大上坊川、結構点々とやられております。そういう形で、大きくやられた場所は先ほど国債その他で対応できると、あとは残った部分は起債でやると、そういう形を言っているんですが、そういう関連事業等のやつ、今はそういう対応はあるのかどうか、その辺町長わかりませんか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この質問は、9番議員からもいただいている案件とほぼ同じ内容でございますので、最初に申し上げてよろしいかどうか迷うんですが、いわゆる改良復旧事業といわれる部分の一つの手法でございます、災害関連事業ということで、ただ事業費についてですけれども、査定を受けた金額を超えてはならないという原則論がございます。極端に言えば、ある一定区間において5割以上もし被災をしていれば可能かと思っております、その

辺がどうなのか。それから、一定程度の計画に基づいて当然やることとなります。災害関連事業も3年間という期限つきでございます。

それと、実は災害関連事業を申請するには、原則11月中に本省との事前協議、失礼しました、現地調査、要は災害査定が終わっていないなければならないという大前提がございます。その辺がどうなのか、当然その現地調査までの費用、これは町が持たなければならない。これは補助がございませんので、今回桜葉川だけ見れば約3キロございます。3キロのその被災しない箇所の方も含めて、河川全体の測量をして、それでどういう計画なのか、計画を出して、なので災害復旧でやる箇所と関連事業でやる箇所も、こういう断面で整備をしたいんだということを持っていかなければならないわけですね。10月にやって、11月中に査定を受けろ、もう今は12月ですので、原則論は既に終わっていると。その3キロの河川測量設計をする金額、多分数千万円かかると思うんですが、それを町単費で負担をしてやるかという問題が1点。

それと、ことしを含めて3年間という事業年度でございます。実質2年間で用地買収を含めて、失礼しました、来年度、多分詳細設計をかけて多分1年間かかって、それから用地買収をかけて、多分それで3年が終わってしまうと。工事はじゃあどうするかという問題になるかと思います。大変制度的にはあるんですが、このくらいの大きいものになってきますと、やはり特別何かが、特別な制度があって、5年、6年という事業年度を認めてもらえるという前提があれば、確かに手を挙げていく方法もあるかと思いますが、それがいい中で、事前に多額の投資をするということは、余りにもリスクがあり過ぎるというふうに考えてございまして、当然コンサルもそこまで対応できるコンサルも当然おりませんので、今回の災害については災害関連事業は申請をしていないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 多額の調査費がかかると言いますが、その辺今回査定官、先ほども言ったんですが、今週から宮城県入りしているというふうなことで、査定官にその実際を見ていただいて、その辺は対応出るか出ないか、その辺の判断等はできないものなのですか。その辺、町長どうですか。

○議長（三浦清人君） 町長どうですか。

○町長（佐藤 仁君） 事務的なやりとりになりますので、担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 応急復旧工事も、災害関連事業の申請についても、震災後速やかに本省協議、要は東京に行って、担当課のほうに赴いて事業説明をして、それが何度かやって、それで始めて査定場で決定をされると。その後、また今度事前ヒアリングがございまして、財務省協議という手順になります。なので、既にその一番お金を使ってやらなきゃならないというのが、多分10月から11月の頭、ここで数千万円を、数千万円というか1,000万円かその辺の金額をかけて、概略の計画を立てて東京に持って行って、いわゆるノミネートだけさせていただいて、実際決定は現地の査定官が行うという手順になりますので、大変残念ながら、そういう手間暇をかける余地がなかったということもございまして、今回は、たとえ査定官がそうだねと言われても、制度的には認められないということになろうかと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 査定官が認めても、制度的にはそうならないというふうなことです、やはり査定官が認めれば、それを通して何ぼでも町の負担を軽減したほうがいいのではないかと思います、町長その辺の経費関係も発生してきますので、その辺どのように思いますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大前提としてちょっとお話をさせていただきたいんですが、今回の台風19号の災害において、私もそうですし、市長会もそうですが、県あるいは国のほうに要望活動を何度か展開をしておりますが、基本的に東日本大震災と違うのは、東日本大震災は、ある意味大災害という前提のもとに、過去にない全額ほぼ国費という形の中でやってございますが、しかしながら今回の災害においても、ある意味各、思いは当然そうなんですが、今回も全額国費というような要望内容に入っております。しかしながら、これはもう明らかに、これはできないということを明確に我々は言われてございますので、その財源の使い方、ありようということについては慎重にしなければいけないというふうに考えております。ただ単に、交渉すれば何とかなるんじゃないかという、ある意味それは東日本大震災のときはそれはありましたが、今回の災害でそこまでの交渉をして、国のほうで了解ということには、今回はなかなかそうはいかないというのは、肌で私実感しておりますので、なかなかその無理無理にという部分については、非常に難しいというふうに私自身は認識をしております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 非常に難しい面もあるというふうなお話ですけども、2番目で私も河

川・道路災害の復旧計画はということで、2番目でお話ししようかと思ったんですが、今の災害は本当に激甚化しております。そういう中で、今まで現況復旧が基本だというお話を何回となく言っているようでございますけれども、現況復旧だけでは今後の災害には対応できない面もあるのではないかなど。やはり、それを考えた上で、少し護岸復旧等の計画ですか、その辺は考える必要があると思いますが、町長いかがでございますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう考えのもとで、先ほども言いましたように、そういう考えのもとで我々県のほうにも陳情してございます。しかしながら、これも財源があつての話でございますので、この間の知事の話では、なかなかそういった同じような災害を繰り返さないような、そういう復旧はしたいという希望は知事も口として言っていますが、どこまでやれるかということになりますと、そこはなかなか明確にお話はしてございませんので、我々もそういう考え方については理解はいたしますが、それが果たしてどこまでできるのかということについては、この場で明言できるということについてはできないというふうに思いますので、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） とりあえず、その辺しっかりと訴えていってもらいたいと思います。

それで、きのうですか、また前者の方、一生懸命頑張ってもらって、橋のことを述べて議論してもらいました。その答弁について、橋の復旧は考えているというふうなことを答弁しているようでございます。そこで、桜葉川は町管理、あとは個人管理で、4橋の橋が流出から落橋しております。あとは、大上坊が1橋ですか、ちょっと落橋まではいかないんですけども、通行不能というふうな形になっております。その辺のやつは、復旧は考えているというお話ですので、全部やってもらえるのかどうか、その辺はいかがですか、町長。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には、町管理の町道に関する橋は、町が責任を持って復旧をいたしますが、残念ながら個人の橋につきましては、それぞれ所有者の方の復旧になるかと思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） それでは、橋の復旧は考えているというのは、町管理の橋というふうなことでございますね。では、その辺については、農地復旧のときに少し、もう1回述べさせていただきます。

そういう形で、2番のほうですが、河川・道路災害の復旧計画と今後の維持管理はどのように考えているかというふうなことに移りたいと思います。

先ほどは、異常気象で想定外を超える災害が激甚化しているというふうなことで、その辺は町長のほうから答弁をいただきました。そのほか、町では山・里・海の環境保全を重視し、ラムサール条約の登録を受けたと思う。堤防復旧は、環境保全を考えた復旧が必要と思うが、ただ単にコンクリートブロックを積んで復旧するのか、環境面を考えた形の復旧になるのか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害査定においては、昔ですと間知ブロックを積む、一つそれしか方法がなかったわけでございますけれども、現在の考え方は、多自然型といいますか、景観に配慮した製品を使うことということになってございますので、査定それから実施設計の中で、それぞれ検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 自然型でやってもらえれば、いろいろな面で環境が保全できるのかなと思います。今回、桜葉川にしろ大上坊川にしろ、今まで保護されていた生物ですか、それが全部流されているような状況に私は見ているんですが、やはりそういう環境が大事だと思いますので、自然型で考えていただきたいと思います。

それから、平成27年6月と9月の定例議会で、河川管理についてというふうなことで私質問しました。そのとき、河床の土砂が流出している整備の考えはと質問いたしました。町単費のため、限られている緊急度を精査した上で、必要なものから対応すると、また随時パトロールを行い、異常の有無を確認するとともに、住民からの情報をもとに修繕を行うと答弁がありました。その中で、実施または計画した箇所があったか、そして今後も計画し実施すべきではないかと思います。まずもって、実施した箇所があったのかどうかを伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 河川の管理については、何度も同議員からご質問いただいておりますが、その都度同じような回答になりますけれども、お答えしているかと記憶してございます。

実施した場所はと、当然桜葉川を中心に土砂の撤去、それから小規模な補修等は行ってございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） あのかきは、計画的に、わずかずつでもいいですから継続してもらいたいと述べたんですが、私が言って1年か2年で、あと打ち切ったような形でございます。確かに予算は厳しいというふうなことは聞いておりますけれども、やはり今回の災害では、そういうのも原因で氾濫している箇所が大いにあると思います。今後、やはりその辺重視して計画してもらいたいですが、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町内各河川がございまして、その中で適切に管理をしなければいけないということで重々承知してございますが、佐藤議員もご承知のように、限られた財源の中ですべからくというわけにはなかなかまいりませんので、そういった中で進めている部分については、今後とも進めていくというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 今後とも進めていくというふうなお話をいただきました。では、継続してもらえると、そのような形でよろしいわけですね。はい、ではよろしくお願ひしたいと思います。

それから、橋梁の寿命化修繕等ですか、それを5年ごとに点検し、修繕が必要な橋梁は順次補強・修繕を行い、通行の安全及び橋梁の長寿命化を図っていると言っております。現状で計画している箇所があるのかどうか、それも伺っておきたいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町で管理する橋梁は、約100橋ございまして、平成26年から調査を開始をして、1回目の点検が全て終了してございます。それで、点検結果として、1から4までその損傷度合いのランクづけをするわけでございますけれども、約8割がランクの2ということで経過観察、約4橋がレベル3といいますか損傷度合い3ということで、補修をしたほうが好ましいということで、それ以外はレベル1でございまして、かけかえ等の重度重症の橋はございませんでした。

それで、レベル3の損傷度合い3の橋梁につきましては、昨年度まで全て補修が終了してございます。現在、平成31年・令和元年それから令和2年度実施予定が、前もお話ししましたが歌津跨線橋ということで、JR歌津駅の気仙沼寄りにかかっています橋の補修工事を現在行っております。JRの上にかかるものですから、落橋等、それから各部品が下に落下すると重大事故のおそれがあるということで、損傷度合い3でございましてけれども、優先的に

させていただいているというところでございます。

なお、本年度から約2回目の点検が始まりますので、その中でもし異常等、損傷度合いが進んでいるものがあれば、それは随時国のほうに補助金申請をして対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） よろしくお願ひします。ただ、橋はその構造物だけの点検でなく、やはり橋は主に川にかかっている形でございますけれども、河床の分ですか、堆積土砂があつて、こういう台風19号のときなんかですか、大水が出たときは飲めないような形で、今回も橋が流出されている箇所が何か所となく見受けられます。その辺を踏まえて、橋は生活を守る橋でございますので、そちらの土砂撤去等も考えていただきたいと思いますが、その辺は点検と同時に、点検の中に入っているのかどうかですね、橋も構造的には河床から何ぼ下がれとかというふうなことございますので、その辺を踏まえて点検しているのかどうか、その辺も伺っておきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 点検項目の中には、構造物としての橋梁しか点検項目には入ってございません。今ご発言ありました部分については、河川管理の部分に入るかと思ひますので、そこは当然現場に参りますので、注意をして観察をするということになるかと思ひます。

それで、ただやみくもに土砂を撤去するわけにもいかない部分がございます。ご存じのように、当然ブロック積みの根入れの問題もございまして、その辺を考慮しながら一定程度の限界はあるものと。ただ、繰り返し、前の議会でもお話ししましたが、町内にある河川で、河川計画があるものは限られてございますので、ほとんどの河川で河川計画がないという状況でございますので、通常計算をすれば、ほぼほぼかなりの数の橋梁は洪水時には支障になるという結果になりますので、そこはご理解いただければと思ひます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 十分河川管理等ですか、それで管理をしていただきたいと、土砂撤去は河川管理だというようなことを言っております。今回、その橋というのは今可動式で、固定されていません。片方だけが押さえられて、片方は自由になっているので、当然流木等が引っかかって、それに水が加わると簡単に落橋するような形になる構造になっていますので、やはりその河床の土砂の関係も十分に目を向けて整備してもらいたいと思ひます。

あと、それと毎回私も維持管理その他で言っているんですが、今度はその河川沿いにある支

障木ですか、それも前に言った記憶がございます。今回は、その支障木が原因で、いろいろなものをいたずらして被害を大きくしていると、そのような状況ですが、今後その支障木の管理が必要だと思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町が管理する河川、かなりございまして、多分一度には無理だと思います。通常、変な話ですけれども、毎年適正に草刈りをしていけば、木は大きくならないわけございまして、多分そこは地域の皆様のご協力をいただきながら対応することになるかとは思いますが。河川管理、先ほどから申した予算が限られた中でやるものですから、木を切るのが優先なのか、土砂を撤去するのが優先なのか、そこはそれぞれ検討が必要かと思っていますので、ここですぐやるとかやらないとかという発言だけは控えさせていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 前にもそういう答弁をいただきましたが、とにかくやはり前向きで考えていかなければならないと思います。いつ何時、また災害が起きるかわかりませんので、前にも私は計画的に考えていったらどうですかというふうなことを述べた記憶がございます。今後は、やはりその辺、土砂撤去もしなければならぬ、支障木もやらなければならぬと、それはどちらどうでもやはり町の管理上は管理していかなければならないと思いますが、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤議員から、いろいろ河川、河床の問題、支障木の問題等、それぞれ町の抱える課題を列挙していただきました。全て一つ一つはおっしゃるとおりでございます。しかしながら、繰り返して大変恐縮でございますが、その中でやって、我々としてどれぐらい財源を振り向けることができるのかという大前提がございますので、そこは課題をいろいろご指摘いただきましたが、そこは順番でやっていくしかないだろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 確かにそうですね、予算が限られればそういう形で出てくるんですが、そのためにも、私前にお話ししたんですが、関連事業を取り入れられないのかなと、そのように思います。先ほど関連事業については、用地買収等も発生してくるというふうなお話も言っているんですが、現在の河川沿いには用地的な面が点在しているのかどうか、その辺は

私はないと思うんですが、その辺はどのような状況下ですかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回、桜葉川の橋が落橋したということで、じゃあどのくらいの橋をかければ今回の災害が防げたのかなということを検討させていただいてございます。町道横断1号線をやるときに、大明神橋ですか、高貞さんの前の橋がございまして、あの断面でちょっと検討してございます。その資料を見ますと、10年確率、10年に一度降るであろう雨を想定したときに、あそこの橋の位置で毎秒135トンの水が流れてくるという結果になってございます。それで、今の桜葉川の入谷地区の河川の大きさですけれども、残念ながら毎秒13トンから35トンまでしか流す能力がないという結果になってございます。というのは、今の川幅の狭いところで10倍、広くても3倍の川幅がないと、実は10年に一度降る雨が降っても安心して寝ていられないという状況になってございます。

それで、一番最初のご質問になるんですが、もし災害関連事業をやるとなると、そのくらいの川をつくる計画をしなければならぬということになりますので、用地費もかなり膨大な額になりますし、事業費も膨大になると。とても災害査定で認められた金額以内で災害関連費はおさめ切れないということなので、そこは関連費ではなくて別な、事業あるかどうかはわかりませんが、河川改修そのものを抜本的に考えていかないと、なかなか難しいんだろうというふうに考えてございます。

それと、もう1点、一番問題なのが受益者負担が発生するという点がございまして、ここはしっかり考えていかなければならないと思います。河川改修をした場合、関連事業もそうでございますけれども、占用届が出ていない構造物もたくさんございまして。個人の橋にしてもそうですが、それは全て設置者の負担になりますので、頭首工かなりございまして、取水施設ですね、それらの負担は全て受益者負担になります。災害関連費で賄い切れませんので、そこを受益者の皆さんが負担していただけるかどうか。多分大変な問題だと思いますので、そこも十分検討して、今回災害関連は無理だという判断をしてございますので、繰り返しますが、今回の災害につきましては原形復旧ということで考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 桜葉川について、今例を挙げてもらったんですが、あの川では災害時には水が飲めないと、そして10年に一度はやはりそういう災害でおどかされるのかなと、そういうことを今課長が言っていたのですが、やはりそれではうまくないと思います。住民も安心して寝られるような形をとってもらわないとうまくないのではないかと思います。

それと、今取水する頭首工ですか、その辺のやつも受益者負担が発生すると、そういう答弁をいただきましたが、また水尻川に移るんですが、水尻川においては2～3カ所頭首工あるんですが、それは県のほうで対応したような記憶がございます。やはり、その辺は現況復旧ですので、現況にあったものは復旧してもらわなければうまくないのではないですか、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど申したとおり、占用申請があったものについては、もしかすると可能でございますけれども、残念ながら桜葉川については占用申請が全て出てございませんので、そこは受益者負担になります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） その用水の取り出しですか、それは昔からの形で、申請手続はいつごろから始まっていたんですかね。その辺はちょっと伺います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 河川法ができたのが明治20、10、最後9だと思いますが、何年だと思いました。それ以前から取水していたものについては、慣行水利権ということで取水そのものは認められていたと思います。ただ、明治のころにコンクリートの堰ができたかという、それは多分あり得ませんので、多分昭和に入ってからコンクリートの堰をつくったと思います。本来であれば、そのときに河川管理者側に占用申請をしておくべきであったと、橋梁についてもそうでございますけれども、そういう手続がされた形跡がないので、ないのであればそこは関連事業であっても河川改修事業であっても、そこは受益者負担に、受益者で負担といいますか、受益者をもって復旧をするということになります。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 明治からその法律があるというふうなことですが、川を管理している状況で、ここは取水施設はあるのにそういう指導はしなかったんですかね。その辺は、指導さえすれば、ある程度の申請等もできたのではないかなと思います。指導はどうだったんですかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 指導といえば、撤去しなさいというのが、私の今の立場からいうと違法占用物件でございますので、撤去してくださいというのが指導になるかと思えます。それを設置するとき、当然管理者でない者が設置をするわけですから、それは設置者側でつ

けて、例えばこれ個人の土地に勝手に道路をつけたとか、それで考えた場合、町の河川だから勝手につけた、設置をしていいということではございませんので、当然所有者に言って、こういう施設をつくりたいんだという相談は、当然普通にあるべきだと思ってございます。当然、つくった後に町が壊せと、これはとても言える話ではございませんので、そこはなあなあで来たんだろうと思います。しかしながら、こういう状態になりますと、そういうなあなあという既定の部分が逆にあだとなってしまう部分がございますので、今後もしそういう施設をつくる場合、ご面倒でも協議をしていただければというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 今課長が、撤去の指導だというんですが、そのとき、こういう申請があるんだからしたらどうですかと、そういうのが指導だと思うんですが、その辺いかがですか、町長。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念ながら、大変申しわけございません、私その辺まで詳しくわかりませんので、ここで明確に答弁はできかねます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） それでは、そこにあるから撤去しろで、住民の方たちは納得しますかね。それを利用して米とかなんとかつくっております。前からそういう施設としていたので、やはりその辺は河川管理上ここはうまくないですから、再度申請とかその辺が必要だから、少しその辺考えてくださいというのが行政ではないですかね。最初から撤去をやってくださいというふうなことでは、ちょっとうまくないのではないですかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 同じようなことを、私も県に言ったことがございます。何だか知らないですけども、県の河川に町の橋があって、占有が出ていないと。おくれればながら占有申請をさせていただきますと、20年くらい前に言ったことがございますが、申請は受け付けられないという回答でございました。

今、これから改めて、その堰の申請をしてもらうということを前提に考えた場合、結局今の基準に合わせてその設備をつくっていただくことになります。当然、今の姿がその今の基準に合っているかどうか、私も把握していないのでわかりませんが、一般的に、もしこれからそういうことであれば、許可を出す以上、今の基準に合わせて安全性を確保してから出すようにというのが指導になるかと思っておりますので、そうした場合、やはり住民の皆様にもまた新

たな負担が発生をするということになります。どちらがいいか、これは違法なので申請が必要です、ただそのためにはお金がかかりますというのがいいのか、しょうがないねと、暗黙の了解でこのまま置いておきましょうと、ただし万が一の場合はいっぱいお金がかかりますよと、そういう2つの選択しかないかなと思っています。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 確かに受益者負担になると、受益者の方たちは大変でございます。ただ、その前に強く現況復旧だと言っているの、やはりその辺も踏まえてもらいたいんですが、現況に復旧できないと、やはり農家の方たちは非常に大変な形だと思います。作物をやるなと、そういう意味にとられますが、町長はどう思いますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 冷静にお話をさせていただければ、ある意味この災害をいかに早く復旧をさせるかということと、それぞれ個別の課題が出てきたときに、どこの落としどころがあるのかと含めながら、お互いに、いわゆる農地を持っている方々、あるいは地域の方々、それから我々行政サイドとして、その辺の落としどころをどのようにしていくのかということ冷静に議論をしながら進めていくということが一番だろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。冷静に。

○6番（佐藤正明君） はい。冷静に、それでは今から始まりますので、その辺はやはりその場で話を受けていただきたいなと思いますが、それは大丈夫ですね。はい、ではそれを希望して、とりあえずその管理については終わりたいと思います。これ以上やってもらちが明きませんので、あとは別な形で攻めますので、そういう形で、今度3番に入ります。

被災した農地復旧、どのような計画でいく考えであるか、その辺を伺いました。件数が多くて非常に大変だなというのがわかります。そういう中で、今月の4日から8日まで、農林課のほうでは被災農家に説明を行いました。問題はいろいろあったと思います、ご苦労さまでございました。

その中で、災害復旧をどのような計画で考えているか。復旧は自己負担が発生することから、河川沿いにある農地に氾濫した形で土砂が堆積しております。その堆積も撤去するのは、説明の中では2分の1補助いただいて、あとは2分の1は自分で負担しなければならないと、そういう説明でした。河川からの影響ですので、河川護岸工事の中でその辺の土砂撤去はできるのではないかなと思いますが、その辺はいかがですかね。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。農地復旧の考え方で、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

今回の農地災害におきましては、この河川沿いの農地というのが非常に大きな被害を受けたところでございます。今回、その河川の護岸工事の中で土砂の撤去できるのではないかというふうなご質問でございますけれども、ちょっと場所によって状況が違うんですけれども、大きく被災した農地に関しましては、河川護岸工事の際には、その農地をお借りして工事を進めなければ、要はその農地を重機が通って河川護岸を直さなければならないというふうな場所も当然ございますので、そこは来年度の作付に間に合わない。1年間お借りして、その農地を通して護岸工事をして、来年度、今からいうと再来年度の作付に向けて、護岸工事が終わった際には、例えばそのお借りした農地は、前の作付できるような形に復旧はしていただけるものだというふうなことで、建設課とは協議をしているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） そうしていただければ、河川沿いの田ですか、非常にいいのではないかなど、農家の負担も発生しないで耕作が考えられると、その辺はよろしく願いしておきたいと思います。

それから、そのほか用水堰ですか、さっきも話したんですけれども、耕作するにおいては、やはり水田は水がないと耕作はできません。今、堰はだめだというんですけれども、復旧できないというんですけれども、田を耕作するときはどうしたらいいんでしょうね。水要らないで陸稲でやるか、そういう形になるんですが、やはりその堰の分、農林のほうである程度復旧する策があるかどうか、その辺は考えているか、どうですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先週の説明会の中でも、同様の疑問ということで質問されたところでございます。先ほどの答弁とかぶる部分もあるんですけれども、場所によっては河川が復旧できないと、当然耕作できない場所もございます。ただ、今回の農地復旧の町独自の支援制度の中で、今回対象となる部分の中に、いろいろあるんですけれども、その他必要と認められる経費という部分の中で、例えば揚水機を使って水をくみ上げるというふうな部分の経費というところは、こちらでこの補助対象の中には入れなければならないのかなというふうなところもございます。ただ、先ほどお話ししたように、どうしても大量に水が必要になる場所、その部分に関しましては、河川が復旧しなければそもそも水路ができないというふうなところもございますので、そこはケース・バイ・ケースというふうにご考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 農地、農業用施設の災害復旧事業では、その他の形と今課長言われました。水路、農道、キスイジョウ、堤防、橋梁等、農地保全施設は受益者2戸以上あればそういう施設が可能だというふうな形ですので、その辺を踏まえて、2戸から考えていただきたい。そして、そのほか、今また堰のほうに戻るんですけども、堰2カ所ほどやられております。岩沢地区と、あとは押館地区ですか、その堰が壊されたために、私の推測ですけども、岩沢地区は恐らく3町歩ぐらい下流にですか、3町歩から4町歩、あと押館は4町歩から5町歩、その堰がないために耕作ができません。その辺については、堰がだめならどうするのかと、その辺は町長どう考えますかね。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 押館につきましては、現在国債のほうに上げて、今災害査定を今週受けるというふうな状況でございます。岩沢につきましては、国債にはちょっと上げられなかった部分でございますけれども、先ほどお話ししたように、共同で水を上げて田んぼをつくらなければならないというふうなところに関しましては、先ほどのその他というふうな部分の中で何とか対応していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） その他で考えていただくのはわかるんですが、恥を申すと、当地域の水田は水持ちが悪い形です。ですので、昔からやはり自然水を流して、常に水を流して耕作しているような状況でございます。ですので、今回水を上げるとなれば、常時キスイしてもらわなければならないと。そういう経費面は大丈夫なんでしょうかね。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） そういった用水、水を引き上げる経費、電気料、燃料費、あと機械のほうはちょっと検討中ですけども、そういった部分の、先ほどお話ししたように2分の1というふうな、上限20万円というふうな形の中で対応していきたいというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 上限20万円の負担で、耕作する方が何人出てくるのかなと、そのように思います。耕作放棄地になれば、どんどん遊休農地がふえていきますが、遊休農地対策の関連で何か補助をいただけないのかどうか、その辺はないですかね。課長いかがですかね。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 説明会の中でも、農家の方から、たった20万円で農地を直してくれというのは乱暴な話ではないかというふうな質問を受けました。町としては、何とか来年度作付をしていただきたいということで、20万円でやってくれと言っている話ではなくて、自己の財産である農地を直していただいて、それにわずかですけれども20万円援助いたしますので、何とか作付をお願いしていただきたいという趣旨の制度でございます。

ただ、そうは言ってもなかなか、制度的にじゃあほかに何があるのかなというふうな部分も考えると、現状では今現在14組織でやってもらっておりますけれども、多面的事業、日本型直接支払制度の部分で、計画書をつくってやってもらっているというふうなところでございます。この農林業だけではないんですけれども、現状なかなか個人に対しての補助金というのはできない、今後もそういう制度でございます。したがって、組織として計画をつくって、それに対する補助事業というのは、これからのスタンダードな取り組みになるのかなというふうな部分で、私としては今の14組織あるんですけれども、もっと範囲を広げて、極端な話、入谷地区に1カ所、戸倉地区に1カ所、志津川地区に1カ所、ちょっとそこまで大きくするとどうかなと思うんですが、そういった囲い込むような形でないと、なかなか大きな補助金というのが出るのは難しいのかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） そうですね、確かに多面的機能とか中山間を利用すれば、幾分楽な面も出てくるかと思えます。そういう中で、2分の1、また最大20万円と言っているんですが、私も間借りながら少し米をつくっております。そういう中で、私なりに試算してみたんですが、1反歩つくるのに、1反歩当たり米にとって、あとそれにかかる経費を引くと2万から2万2,000円ぐらい赤字なんですね。そういう状況、私はつくり方下手だからそうなのかなと思うんですけれども、恐らくほとんどの方は赤字を出していると思います。そのあげくに、またさらに田をつくるために負担して耕作するのかなと、そういうふうに思います。20万円負担するなら、俺はやめて米買って食べたほうがいいんでないかと、そういう方が大半だと思います。そうなると、本当に遊休農地がどんどんふえてきますので、その多面的、中山間事業ですか、当地区にとっては非常に重要でございますので、みんな入れてもうそういう活動させたいんですが、やはりそこで引かかるのが事務手続ですね、事務手続が年々厳しくなっている。当初は、ある程度はよかったんですが、国のほうもだんだん金を出すのが厳しくなったかどうか分かりませんが、その辺少し、もう少し簡素化といいますか、実際地元ではそれなりにやっているの、見てわかると思いますので、その簡素化できない

ものかなと、その辺は課長いかがですかね。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 事務手続に関しましては、町の制度ではなくて国の制度でございますので、簡素化したいのはやまやまですが、その手続上、ちょっと簡素化になる見通しというのはございません。もしかすると、ますます詳細な資料を提出させられるのかなというふうに考えておりますけれども、昨年度からちょっと検討はしておったんですけれども、多面的事業の協議会がございます。各地区で交付される金額の例えば5%だったり10%、それをプールして、どなたか1人、人を雇って、そこで複雑な事務、あとは国・県とのやりとりというふうな部分も今後考えていく必要があるのかなというふうに思っております。現状、今この多面的に1名つけてやってもらっているところですが、今後5年の計画、今度さらにつくらなければならないというふうな部分もございますので、そういった中でそういった協議会を通して、事務簡素化という部分を図っていきたいというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 補助金の5%から10%負担というふうなことを言うんですが、やはりその5%、10%もやはり補助を受ける方にとっては大きい形でございます。その辺は、やはり町のほう単独で、町長何か予算化できないかどうか、いかがですかね。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） この場で補助金、多面的な部分に来年度から補助金出す、出さないというのは、ちょっと私の口からは答えられませんけれども、今回の被災を受けて、当然メンテナンスだったり今後必要な部分というのは出てくるというふうなところは想像しております。そういった部分、何とかこの多面的事業というのは、今後の当町の農地、耕作放棄地防止に関しては重要な事業でございますので、そこはちょっと考えさせていただくというところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） どんどんいろいろな被害とか災害で、農地が遊休化になってくるのがどんどん見受けられます。その中で、やはり今後遊休化されている土地が見直しが必要だと思います。なぜかといいますと、耕作もしていない、山になっていると、そういう面は、やはり固定資産税のほうでもわずかな形と言われればそれまでですが、その辺においてもやはり税のほうも考える必要があると思いますが、その辺は町長どのように思っていますか。

○議長（三浦清人君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度設計にかかわる問題でございますので、今この場所で答弁をと言われても、なかなか私自身も難しいものがございますので、そこはひとつご容赦をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 制度性の関係だと言いますが、その辺は今後考えていく必要があるのではないかなと思います。今後ひとつその辺検討しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間もなくなってきたので、4番に入ります。

○議長（三浦清人君） では、暫時休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

6番佐藤正明君の一般質問を続行いたします。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） それでは、先ほど4番というふうなことでお話ししました。法定外公共物の維持管理について、災害状況は確認済みと思うが、緊急対応の必要な箇所があると。対応策の考えはというふうなことで、この答弁につきましては、町だけの問題でないというふうなお話をいただきました。当然ですが、このことについても29年の6月の定例会に、私また法定外の維持管理は誰が行うかということで質問してあります。その答弁は、町内至るところに存在していると、人的資源、財源を考えると、町が対応することには限界があると。簡易的な維持については、隣接の関係者の協力を受け実施したいと言っております。

今回の災害で、多くの箇所が被災したと思います。その中で、やはり隣地の関係者ではちょっと難しい場所があるので、その辺の復旧といいますか対策といいますか、その辺は町のほうではどのように考えているのか、その辺とりあえず伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話ありましたように、前回もそうですし、今回も答弁内容については今ご指摘のとおりでございます。ある意味協働のまちづくりという観点の中で、町だけではなくて、いわゆる隣接する関係者の皆さん方のお力添えをいただきながらということですが、隣接関係者の方々の方ではなかなか及びづらいという被害箇所もあるというふ

うには想定をしてございますが、その辺の具体的な取り組みと申しますか、考え方については担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） お答えをいたします。

法定外公共物と言われても、1つ、2つに分けられると思います。機能がしっかり保たれているもの、それから機能をしっかり失っているものということで、対応が多分違ってくるかと思えます。国調もいろいろな事情があって、のり面の中に頭上だけ残っている法定外公共物も当然ございますし、あとしっかりその生活に必要な法定外公共物、自宅に向かう通路であったり、農地に向かう通路であったり、それがいわゆる法定外公共物になっているときもございますので、その時々によって多分、その機能あるなしによって多分対応が違ってくるんだらうというふうに考えてございます。

ただ、具体がないとなかなかその答えはできないんですが、町がどこまでやれるのか、個人がどこまでかという多分線引きは難しいと思っております。いずれ、農地ではありませんけれども、利用者が5戸以上あるとか、何戸以上あるというのがいいのか、何かそういうのを決めながら対応せざるを得ないのではないかなと。やみくもに全て道路の形をしているから町で全てにおいて、隣接では対応できないから全て町がやれというのも、これまた限界がございますので、そこはまだまだ全ての部分について私も把握をしていないので、一概にはお答えできませんが、いずれ何らかの線引きをして、どうしてもという部分については検討せざるを得ないというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 機能を要する場所、あるいは生活面に要する場所というふうなことでございますが、なぜこうやって質問するかというと、やはりそこは生活に面した赤線といいますが里道なんですけど、それが今ちょっとおかしい方向に進む前に、町のほうでそれなりの対応策をとっていただきたいなと思って質問しているところでございます。その内容としましては、里道の分がのり面の宙ぶらりんにあるんですね。そして、そこには赤線として昔からあるんですけども、そこを通らないと奥の家には行けないと。ただ、今までそれが全然わからなくて、今度の災害でそれが出てきたもんですから、そういう箇所が恐らく何カ所ともあると思います。そういう場所の処理というのか処置ですか、その辺はやはり行政のほうで考えてやるべきではないかなと思いますが、町長いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

- 町長（佐藤 仁君） 佐藤議員は、多分どこの場所ということのを頭の中に想定しながら質問しているというふうに思いますが、申しわけございません、我々はその場所どこも想定をできかねておりますので、先ほど建設課長も答弁しましたように、具体的にそういった場所を、個別に担当課のほうに行っていろいろご相談をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。
- 議長（三浦清人君） 佐藤正明君。
- 6番（佐藤正明君） はい、今町長からそういうお話いただいたんですが、担当課にはそういう内容を話しております。ただ、それがどう動くのかなと、やはり法定外公共施設というのは町も絡んでいますので、その辺の対応策を伺っているところでございますので。担当課はどのように考えておりますかね。
- 議長（三浦清人君） 場所は話してあるということですね。（「はい」の声あり）町長がわからないと言っているから、今発言できますか、その場所。（「はい」の声あり）最初には話してください。
- 6番（佐藤正明君） 場所は大森地区なんですけど。わかりますね。
- 議長（三浦清人君） わかりますねと言っても……大森地区のどこなんだか、具体的には。町長わからなくては話にならないんですよ、一般質問ですから。
- 6番（佐藤正明君） はい。大森地区の洗車場から山に上がっていく道路ですね、そう言えばわかると思うんですが。
- 議長（三浦清人君） わかったと。では、建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） 多分そうだろうと思ひまして、1回目の答弁をさせていただきました。議員おっしゃるように、赤線はのり面の中に入っております、実際歩いているのはその上の私有地の部分でございますので、その私有地にある道路を町が守ってあげるのかということになりますので、そこは難しいだろうというふうに考えてございます。
- 議長（三浦清人君） 佐藤正明君。
- 6番（佐藤正明君） 確かに難しいんですが、生活も絡んでいますので、急傾斜工事とかなんとかと、県と対応等はできないのかなと、その辺はどうなんでしょうね。
- 議長（三浦清人君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） また同じようなことを言うかもしれませんが、急傾斜工事、受益者負担がございまして。その辺をどう考えるかということと、それとあと、その受益戸数の要件もございまして、それに該当するかどうか、ちょっと今そこまでは把握できておりません

ので、もしその必要戸数に該当するということが1点と、それから幾らになるかわかりませんが、いずれ受益者負担が発生するという2つの課題がもし解決できれば、県に申請することは可能だと思っています。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 事前調査お願いしたいと思います。それによって、あと受益者のほうが判断する可能性がございますので、やはり生活面も絡んでいますので、その辺よろしく願いしたいと思います。

時間もなくなってきたんですが、今度は青線のこと、水路ですか、そのことで伺っておきたいと思います。今回の台風の影響で、青線それぞれいっぱいやられました。そして、その青線を利用して耕作をしている方、水田に水を入れている方もいますし、あと排水している方もいます。そういう管理といいますか、土砂撤去とかその辺は町でやれるのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今おっしゃったことをそのままやれば、農業用の用排水路ということでございますので、そちらは農業サイドの事業になるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 水路自体は町が直すのですけれども、確かにたまった土砂等に関しましては、これに関しては先ほどの補助金内で対応していただきたいという部分もございますし、多面的等の事業の中で対応していただきたいというところでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 農に関する部分は、先ほど話したとおり2分の1その他の対応でやるというふうなことです。この間、我々も歌津のほうに災害住居を見ていったんですが、ある場所はやはり排水ですね、それは恐らく青線だと思うんですが、そこが堆積した関係で、あるお家が床下、それから堆積土が家の前まで流れていると、そういうやつはどちらが対応してくれるんですかね。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今ご質問いただいた箇所というのは、中在地区の、私も現地見ましたけれども、非常にそこは個人ではなかなか撤去できないような大きな被害だというふうには見受けられました。できれば業者等をお願いして撤去していただかなければならないし、業者しかできないだろうなというふうに考えております。何度も申し上げますけれども、

現状ではそういった部分は業者にお願いして、2分の1の補助金をとってもらいたいというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 具体の場所が出たので。あの箇所、議員も現地ごらんになっているので、よくわかると思うんですが、三面張りの側溝が入ってございます。そこまでが林道の管理区域でございますので、いずれ一定区間については林道の管理の中で、土砂の撤去はするようになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） よろしくお願ひします。時間も大分来ていますので、まずはこの法定外公共物の管理は非常に大変かと思ひますが、やはり今後そういういたずらをする面は、そういう誰も手をかけない場所が主に被害を受けて、いろいろないたずらをするかと思ひます。そういう関係上、やはり今後、至るところにあると言っているんですが、町としての管理は、やはりそういう施設もちゃんと確認しておくことが必要かと思ひますが、今後そういう活用を考えてはいかがですか。活用といいますか計画を考えてはいかがですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 管理というふうな話でございませうけれども、先ほども申し上げましたように、当課といたしましては、多面的事業を広域的な囲い込みの中で大きく範囲を広げて、その中で農家の方々が管理していただくというふうなところを希望いたしますし、当然その農業委員会も、今回最適化推進員というふうな方々が各地、各担当でありますので、そういった方々のご意見も聞きながら、農業委員会としても対応していくというふうなところでございませう。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） よろしくお願ひします。

近年、気候変動で甚大な被害が多くあります。そういう中で、やはりただいまお話ししました公共外指定物ですか、赤線、青線の管理、本当に至るところにありますので、やはりしっかりとその辺を把握して、今後やはり財産を守り抜くためには重要なことがあると思ひます。その辺を踏まえて維持管理をしていただけることをお願ひし、一般質問を終わりたいと思ひます。以上です。

○議長（三浦清人君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

次に、通告3番菅原辰雄君。質問件名、1、地方創生への取り組みについて。2、台風19号

の被害に対する対応は。以上、2件について一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。12番菅原辰雄君。

〔12番 菅原辰雄君 登壇〕

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

町長に、地方創生への取り組みについて伺うものであります。

東日本大震災から9年の歳月が流れ、人々の生活も安定しつつあるこのごろでございます。あの大地震、大津波により犠牲となられた方々の御霊に、それぞれが安らかなれと祈りをささげる場としての復興祈念公園の一部開園も間近となりました。祈りの場を一日でも早く、一日千秋の思いで待ち望んでいた私を初め多くの人々の喜びの顔が思い浮かばれるものであります。

また、ここ数年、日本各地で地震の被害や台風による風水被害などが頻発していることはご承知のとおりでございます。特に、10月の台風19号は、宮城県内でも大雨による甚大な被害が発生しており、当町でも内陸部の河川の氾濫、田畑への土砂流入・流出、護岸・橋の流出、あるいは多方面での土手や斜面崩落などの被害が発生しておりますが、人的被害がなかったのが幸いであります。

地震はともかく、近年の台風の発生場所や大型化を見ると、まさに地球温暖化の影響であるというものなるほどと思えるものであります。今回の台風19号を初め、台風もこの地方まで大型で襲来するようになりました。また、各地で局地的な集中豪雨での被害も多発しており、当町でもこれまで大丈夫だったから、これからも大丈夫では済まされない現状下であるものと強く認識するものであります。

このように、自然環境を初め、我が町を取り巻く環境は大きく変わってきております。この環境の変化は、努力によって変わった部門、めぐりめぐって変わった部門などなどではありますが、この機を生かしつつ、震災からの復旧・復興完遂に向けて全力で取り組んでいる真っ最中ではありますが、改めて町長に地方の課題解決へと始まった地方創生への取り組みについて伺うものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変今お聞きをしております、2問目の質問を今お話ししているのかなと思ってお聞きしておりましたら、最後になってやっと地方創生の話が出てまいりましたので、答弁させていただきたいと思いますが、当町の総合戦略は、少子高齢化、人口減

少への対応と、活力ある持続可能な地域の実現に寄与することを目的といたしまして、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び宮城県地方創生総合戦略を踏まえまして、平成27年度から平成31年度までの5年間を戦略期間として策定をさせていただきました。

平成30年度末時点の総合戦略の進捗状況につきましては、各取り組みに設定しております政策ごとの達成すべき成果指標の状況を確認しますと、半分程度が達成または達成見込みとなっております。本年度につきましても、成果指標の達成に向けて精力的に各事業を実施してまいりたいと思っております。

また、本年度が第1期最終年度となっていることから、次期総合戦略の策定に向けて、これまでの戦略の成果を検証し、次期戦略への取り組み候補、目標設定等について協議会及び庁内で議論を重ねているところであります。国の第2期総合戦略では、4つの基本目標は維持しつつ、「地方への新しいひとの流れをつくる」の取り組みの強化や、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携する人材を育て生かす、誰もが活躍する地域社会をつくるといった観点から追加するなど、新たな視点に重点を置いて施策を推進する予定となっております。

当町の次期総合戦略の策定に当たっては、基本目標など現行戦略の基本的な方針を継承しながら、国の視点も考慮し、活力ある持続可能な地域の実現を目指し、今年度末の次期総合戦略の策定に向けて、協議会及び関係各課と引き続き議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午前 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 0 9 分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

復興推進課長が着席しております。

午前中に引き続き、菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長から、地方創生、南三陸町の総合戦略についていろいろ答弁をいただきました。その中で、事業前にいろいろ精査というか検証した結果、半分程度達成あるいは達成しているのもあるという答弁をいただきました。

東京一極集中是正ということで始まったと認識しておりますけれども、数年たってもなかなか

かそれが解消の形、影すら見えないと私は認識しておりますけれども、やはり我が町が存続していく上でも、人口減少、どうやって人口を減らすのを少なくするか、うまくいけば増加にという甘い考えを持っておりますけれども、そんな中で、この間ニュースで見ますと、全国の出生数が90万人になった。5～6年前は、全国の子供たち、各学年で120万人を対象にと、いろいろな各省庁で事業計画をした経緯もありますけれども、数年で30万人減った。また、地元紙によれば、宮城県内でも人口減少が続いている、気仙沼市は14市中、市の中で一番、南三陸町は宮城県全市町の中で一番減少が激しいということでもあります。

そのための対策が必要だと思っておりますけれども、ここではいろいろな戦略がございますけれども、昨年から引き続きやっております人口減少対策ということで、婚活支援とかそういうことで取り組んでおりますけれども、過日こういうパンフが来ました。中身を見ると、以前とは若干内容が違っているように思いますが、以前の婚活パーティー、これはどうだったのか、どのように評価をして、今回のこういう方向に変わったのか、その辺の経緯をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話のように、人口、出生数が100万人を減ったということで、政府のほうも非常に危機感を共有するというお話をしてございましたが、前から言っているように、いわゆる人口減少対策ということについては、基本的には国が政策の中でどのようにこの人口減少対策に取り組むかということが、大変私非常に重要だというふうに申し上げておりますし、前にも議会でもちょっとお話をさせていただきましたが、県の総合計画審議会がございまして、そちらのほうでもこの件については私のほうから意見を述べさせていただいているところであります。

過日、全国町村会の会議がございまして、全国の町村長の皆さん方といろいろ意見交換をさせていただきましたが、その中でやっぱりぼやきが出てくるというのは、これだけ地方の町村が金のない中で一生懸命に子育て支援に金を割いていると。しかしながら、残念ながら効果というのが見えづらいと、見えてこないという、こういう現状を各町村長がみんな共有をしております。そういったそれぞれの町村の努力だけでは、なかなかこの問題は解決できないというふうに認識をしております。それは、町としても当然やるべき子育て支援等含めてやってございますが、なかなかそこが見えてこないといえますか、結果が見えてこないということがございます。

とりわけ、私ちょっと不満といえますか、おかしいなと思っているのは、確かに国の創生事

業につきましては、ある意味地方がいかに元気になっていくかということの、そして東京の一極集中も含めてということで、国の4つの基本目標があります。「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」そういう国の基本的な考え方がございますが、さきに厚生労働省が発表いたしました、いわゆる自治体病院の統合の問題等が含まれて出てまいりますと、これは明らかに安心して生活をできる地域というものを、国のほうからみずから放棄しているというふうには言わざるを得ないと私は思っております、基本的なそういった国の地方創生というのが、そういった本当の意味で、地域で誰もが暮らしていける、安心して暮らしていける地域を国が本腰を入れて考えているのかということについては、こういう問題を考えていくと非常に疑問に思わざるを得ないというふうには思っております。

したがいまして、人口減少の問題について、一朝一夕に解決できるというふうには思っておりませんが、しかしながら我々はこれまでも子育て支援について愚直に取り組んでまいりましたので、今後ともそういった取り組みをしっかりと取り組んでいきたいというふうには考えております。

なお、後段の部分については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 婚活事業につきましてなんですけれども、昨年まで婚活パーティーということで取り組ませていただいております、そちらなんですけれども、町内からの参加者、男性5名で、カップル成立数が7組ということで、一応の成果は得ているかとは思いますが、この婚活事業の本来の成果という面で考えますと、こちら成婚というところまでいくことが本来の成果であるというふうに考えております。そういう意味でいきますと、婚活パーティーですとカップル成立というところにとまっていますので、そこをちょっと見直さなければいけないなということで検討させていただきまして、今回先ほどチラシを提示していただきましたけれども、南三陸町キラキラな出会い応援事業ということで、結婚支援サービスを使った取り組みに今年度から変更させていただいております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長からは、その国の施策に対していろいろなことを、思いを言ってもらいました。町としても、本当に厳しい財政の中で子育て支援ということではいろいろ、ある意味県内他の市町村に先んじてやった経緯もありますし、いろいろやっているなど、そう

いうふうには私も思っていますし、その割にはなかなかそれまで、個々の成果というとなかなか難しい面もあるのかなと、そういうふうなことも重々承知しております。

そのような中であって、病院統合ですか、それは町長その考えを、声を大にして中央省庁にぶつけて、そういう冗談じゃないよということでやっていけばいいのかなと思います。それには、町長だけではなくて議会としても一緒になって取り組まなければいけない、そういうふうには思っております。

あとは、やっぱり人口問題の一番のネックであります、今結婚適齢期の人が、適齢期というとは何歳から何歳までと定義はあるのかどうか知りませんが、そういう方々の未婚状態が続いている、これは男女ともにそうである、そういうふうには思っております。その中で、120万円の予算で婚活パーティーをやった、ある程度の成果は出た、成果というか、それはカップルが成立した。私ども総務常任委員会でも、そういうふうなことで婚活ということで調査もしましたし、委員会報告としてもありましたし、以前県議会のほうにも意見書を提出ということで取り組んでおりますので、そういう意味でいえば、お互いに力を合わせて知恵を出し合って、この問題に町としてより一層強力に取り組んでいけるのかなと、そういうふうには思っております。

そういう中にありまして、追跡調査はなかなか難しい。それで、今回のキラキラな出会い応援事業、こういうふうなことでありますけれども、予算も同じなんではなかね、これで何を指すかというか、目的ありましたら、端的な目標をお願いします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 予算面でいきますと、今年度とっています120万円というものと変わらない予算で、この事業を実施させていただいております。定員が5名ということでして、その5名の方がそのサイト登録というか、していただいたときの入会金だとか、それからサポート料だとか月会費というものを補助させていただくという形をとっております。こちら定員5名ということになっておりますが、募集をかけたところ、もう既に10名の応募が来ておりまして、去年のその婚活パーティーですと、パーティーの参加者を集めるのもちょっと一苦労したというふうには聞いておりますけれども、そういう面では募集をかけて2日程度で、もう定員の5名まで埋まったという状況を考えると、一定のそういう需要はあるのかなというふうには思っております。

目指すところということなんですけれども、当然この事業でご結婚していただいて、それでこの募集の要領に記載があるんですけれども、南三陸町に居住しており、結婚後も町内に居

住する意思がある方が対象ということにさせていただいておりますので、ご結婚していただいて、それで奥さんなり旦那さんなりということ町内に連れてきていただいて、それで、まずそこで一つ移住という点で人口が少しふえるかなというふうに思っておりますし、ご結婚されるということなので、そこからご出産というところにつなげていけるのかなというふうにも思っております。以上です。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 予算は昨年度と同じ120万円で5名、ここに入会金とか活動サポート費とかいろいろありますから、これらを助成していくのか、そういうふうな捉え方でありませけれども、5名の募集に10名の応募があった、これは以前5組のカップル募集するのも大変だったということからすれば、非常にすごいというか何というか、反響が大きいのかなと、そういうふうに思います。残りの5名の方は、待機でしょうか、どうなんでしょう。できればこういう活動でこういうふうにして2日間で満杯になったということは、やっぱりいろいろなことで興味はあるし、本気に考えているんだなど、そういう思いをしますから、できれば、これはちょっと期間があればですけども、これだけあったから補正組むとか、そういうことで即対応も可能ではなかったのだろうか、それが町の本気度にもつながっていくのかなと私は感じますけれども、その辺については町長いかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） オーバーフローした5人の方については、翌年に繰り越すということの説明でございますので、その辺の枠といたしまして、当初5名ということですが、これまでの実績等含めて、なかなか人が集まらないということもございましたので、そういう定数ということを設定をしたというふうに思いますが、いずれ次回からこの辺含めていろいろ検討しながらというふうに考えたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町としては当然といえば当然なんですよね、翌年に繰り越し。条件は悪くなりますよね、1年たてば年とるんですから。できれば、即申し込みあったと、これはこれぐらいは町長判断で、財政課長判断でもある程度できるのかなと、そういうふうに思います。

それで、このチラシを見ると、約11万人のデータベース、成婚までの平均期間7.6カ月、これはこのとおり、額面どおり受け取ってよろしいでしょうか。いろいろな個々の条件もあると思うんですけども、平均的にはこういうことということで、これは大丈夫なんですよ

ね。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） チラシに書かせていただいております、約11万人のデータベース、成婚までの期間平均7.6カ月ということなんですけれども、こちら実施をしていただいておりますマリッジパートナーズさん、宮城県の仙台市の会社になりますけれども、こちらが既に取り組んでいる事業になっていまして、そちらの平均のものを出しておりますので、ある程度実績をもとに出している数字だということで、うちの町で5人ということで登録していただいて、実はこれ7.6カ月の期間平均ですけれども、成婚に至っている確率としては1年で60%程度いっていますので、5人中3人にぐらひは1年のうちにご結婚まで結びつくのかなというふうな期待をしております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） この説明を聞いて、成婚率50%、今回5名ですから、ぜひうちの町の方もそういうふうな成婚率あるいは6割、10割、こういうふうなことでいけばいいのかな、そんなふうに思っております。ほかにも、これをやったからではなくて、いろいろな方で相談とかいろいろなことで取り組んでいただければいいのかなと、そういうふうに考えております。

この件は、こういうふうに進めてください、予算も含めてね。ぜひ来年度予算もそろそろ編成に入りますけれども、できればこういう5組が待機がいるんだから、今回は倍づけで240万円で行こうとか、あるいは300万円で行こうとか、期待も込めて、そういうふうなことで考えていくのが当局の役割だと私は認識しておりますので、ぜひそういう方向で考えていただきたい。町長、その点を篤とご認識よろしく申し上げます。

続きまして、次に同じあれで人口増とかにかかわってきます活動で、志津川高校魅力化事業ということがございます。志津川高校も定員割れして久しい状況であります。一時期、どうなるのかな、そういうふうになんて心配しておりましたけれども、何かこのごろ何とか継続なるのかなと、そういうふうなことでございますけれども、今の魅力化について、この間のきのうの行政報告でもいろいろ質問はありましたけれども、どういう活動をして、今のところどういう効果、あるいはこれからの目標等についてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 志津川高校の魅力化の問題につきましては、我々は相当の危機感を持ってこの事業に取り組んでおります。ちょっと安心感がというふうなお話ございましたが、決

してそう私は思っていないんです。といいますのは、南三陸で今出生数が約年間70人ということ。そういう数で2クラスが手いっぱいということ、高校においては。前にもお話ししておりますように、県教委の考え方とすれば、基本は1学年3クラスという考え方がございますので、今全員が志津川高校を目指しても2クラスにしかならないということ。そういう根本的な問題をどう解決をするのかということが、この魅力化の協議会の中でいろいろ議論をしていただいているところがございますので、内容等については副町長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） はい。魅力化の関係でございます。前回の行政報告の中でも、ちょっと答弁をさせていただきましたが、基本的には魅力化構想を今年度以内でまずつくって、県の高校教育課あるいは県教委のほうに、その提言をしたいというふうに考えております。今の中でいろいろ議論されているのは、いわゆる学科の問題、今のままの学科でいいのか。あるいは中高一貫を今、志津川高校はとっているんですが、いわゆる越境して入ってくる子供たちがわずかだというふうなことがございますので、今町長おっしゃいましたように、子供たちが全員行っても最終的には70名ほどになってしまうというふうなことに、今直面をしていますので、ほかからどうやって子供たちを寄せるかと。

それから、あともう一つは、いわゆる魅力のある部活動を考えるかどうか。いわゆるそれを目的に越境してくる子供たちがいるのではないかと。そのためにはどういったことが必要なというふうなことを、いろいろ関係者で協議をしていると、そういう状況でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今副町長から答弁をいただきました。学科ですよ、あるいは今おっしゃいましたように部活、一番有名というか皆さん知っているのは、やっぱり高校野球ですよ。よき指導者を呼んできて、いろいろなことで全国から人を集める、これ県立高校ですけれども、一応募集はここでは一円だと私は認識しておりますが、それは障害にはならないと思うんですけれども、いろいろあります、陸上のいい指導者、いい指導者といえば、じゃあ今の指導者が悪いのかという、そういうことにもなると大変なので、そうではなくて、やっぱり卓越した指導者とかそういう人がいれば、ある程度の生徒は集められるのかな、そういうふうにも考えますけれども、それらを含めていろいろ対策を練って頑張っている状況下の中で、余りなことは言いませんけれども、やっぱり中高連携と言っておりましたも、町内からそれぞれの学校へ、やっぱりそれぞれの子供たち、親御さんも初め子供たちが目標を持っ

て進むわけですがけれども、よそへ行っている子供は結構いるので今の状況になっている、それを打開するためにということで今やっているわけですがけれども、かなりこれも悩ましい問題であると私も認識しております。

そのような中にありまして、魅力化ということでちょっと、志高魅力化事業ということでちょっとホームページ見ますと、女子野球部開設と、そういう文言ありましたけれども、これはどうなんでしょうね、実現の可能性というか、魅力化事業の一環として今やろうとしているわけでしょうけれども、見通しとかどういう方向でしょうか、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） これは、一つの提案でございまして、例としてお出しをさせていただいたんですが、東北地区には女子の高校の野球部というのは、宮城県にたしか1校だけ、それも通信制の高校というふうなことでございました。少年野球のチームも減っているらしいんですが、その中で女子生徒が入って活動しているんですが、高校に行ったときに活動する場所がなくなるというふうなことがありましたので、それに着目をして、こういう一つの提案としてこういう例もありますねというふうなことで出したわけです。ですから、これがすぐ実現に向かうのかというふうなことになりますと、それはまた別問題というふうなことでございますので、もちろんその協議会の中でも、その部活についての議論はさせていただこうと思っておりますが、具体的に進んでいるというふうな、そういう状況にはございません。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） はい、なるほど、わかりました、例として挙げたということで。私あれを見て、ああ、これいいなと。確かに町内の少年野球に女子生徒が混じってやっていますので、その後行き先がないと、そういう現状でありますので、これはいいなと。そうすれば、全国区ですから、よそから来れば、やっぱり人口もそれなりにふえる、いろいろな経済効果も含めてあるからいいなと思ったんだけど、今のところ構想の段階。構想は、最初は構想なんだけど、実現できるように鋭意努力して行って、そういうことで学校が活気が出るような方向でやっていただきたいと思っておりますけれども。

あとは、そのほかに何か、今のところまだやっていないんですから、こういうことも考えられますよとか、例えば高校魅力化で中高一貫で何か対策があるとか、そういうのがありましたらここでご提示お願いします。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほどもちょっとお話をしたんですが、いわゆる学科がこのままで子

供たちが集まるのかというふうなことがありましたので、学科のあり方として、いわゆる今情報ビジネス科と普通科になりますが、その考え方をどのように持っていったらいいのかなというふうなことです。これは、一昨年から実施をしております志翔学舎で、いわゆる学力向上というふうなことを目指していますので、そのPRも含めて学科のあり方をどのようにしたらいいのかというふうなことの議論を、ひとつ考えております。

それから、先ほど言った根本的に子供たちが少ない中で、志津川高校に子供たちを集めなければならないというふうなことになりますので、基本的には越境してほかから来ていただくというふうな考えに至らないと子供たちはふえないだろうというふうなことになっていきますので、いわゆる極端な例ですが、全国から子供たちを募集してはどうかというふうな、そういう議論になっております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。全国から募集して、そういうふうで学科のあり方、いろいろなことで考えていく。こういうふうな公の町がいろいろバックアップしているんですから、今副町長言ったようなことは、もちろん県教委でも認識して、ある意味ね、こういうことはいいよということをやっているのだと思うんです。言うまでもなく県立高校なもので、県のほうにあれがあるので、そんなのを含めていろいろ検討していただければ。

あとは、町内の中高一貫教育でやっていて、よその学校に行く、それはそれでしょうがないんですけども、じゃあ中高一貫教育の中で、中学校から例えば志津川高校へ行って、こういうのは、特典といったらちょっと差し障るかわからないけれども、何かこういう利点があるよとか、そういうのを何か考えられないんでしょうか。もし、何か考えがあったらお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでの経緯を考えればおわかりいただけると思いますが、こういった問題について、町として手をこまねいているわけにはいかないということで、当時の中学校の在校生と、それから父兄の方々にアンケートをとらせていただいて、高校に何を望むんですかという、そういうアンケートをとりました。その際に、一番多かったのが学力向上ということでございましたので、こういった父兄あるいは子供たちの思いをかなえるために志翔学舎を設立して、県内で初めて学校に公営塾を設けたのが志津川高校でございますので、ここに通っている子供たちの利用率も56%ということで、大変高い率を誇っておりますが、残念ながらそれがイコール志津川高校を希望する、志望するということがなかなか結びつか

ないという、ちょっと歯がゆい部分も実はございます。ただ、いずれそういったさまざまな志津川高校に対しての要望等がございますので、それをどうすくい上げるかということも、これからの大きな課題の一つというふうに認識しております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） こんな中で、今度国のほうで小中学生にタブレットを全部に持たせると、そういう、これは実現するかどうかかわからないですけれども、何かそういう方向性なんですけれども、例えば今、志翔学舎いろいろなことあります、そういう成果、効果もあります。この中で、志津川中学校、歌津中学校の子供たちに、国に先んじてタブレットを持たせる、タブレットを無償貸与する。この2中から進学した子供は、タブレットをそのまま高校へ行っても使えるとか、ちょっとどうかと思うんですけれども、そういう考えもできるんです。そういう意味で、何かそういう特典と私言いましたけれども、突拍子もないとお思いになるか、それも一つだなとか、そんなことで、でなかったら、それはだめだというのであれば、例にもならないよというのであれば別な方向で、こういう考えがありますよということでお示しただけであれば大変ありがたいですが、いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 実は、協議会といいますか、事務局も含めてそういう話をしていた矢先に、国のほうでタブレットの話が出てきたというふうなことでございます。ですから、基本的には町が先んじてやらなくても、国のほうでタブレットは多分小中学生も含めて1人に1台ずつそのうち配置するんだろうなというふうな状況になっておりますので、今改めて町がそれを先んじてやるというふうなことは、果たしてどうかと私は個人的には思うんですが、ただ実際には、教育現場のほうでも既に検討に入っているというふうなことでございますので、それについては教育長のほうからご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長の答弁はなっていないから、質問内容には。（「失礼いたしました」の声あり）よく見てから、自分が出しているんだから。

はい、12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） はい、わかりました。そういう考えもあったということで、ただ国で5年間というあれがあるので、では来年度すぐやるかと、こういうことになりますとなかなか眉唾なもので、そういうふうな考えをお持ちだったら先んじてやったって、これは先行投資ということでいいのかなと、そういうふうに考えております。いずれ、英知を出し合って志津川高校魅力化事業を推進していただきたい。そして、1人でも多くの子供が志津川高校に

進学をして、活発な学校活動ができるようにと、みんなで協力していただければいいのかなと思ひまして、この件を終わらせていただきます。

続きまして、交流人口拡大という観点から若干お聞きをいたします。

今、道の駅構想、それとあわせた震災伝承館の建設計画がございますけれども、道の駅どの程度の進捗なのか、また伝承館について基本的な考え、施設・設備等についてどの程度まで進行しているのか、とりあえずお伺いをいたします。

○議長（三浦清人君） 伝承館、これ2問目に入ったんですね。まだ入らない。（「この地方創生の中の区切りです」の声あり）まだ1問目。（「今の志津川高校の分は終わって、次」の声あり）

はい、震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 今の道の駅の関係の進捗状況につきましては、今設計業務を隈研吾事務所をお願いしているところでありまして、今そういった中のデザインだとか、そういったものを詰めている状況でございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） その中に入ります伝承機能の中核の部分ですが、先般予算のご決定をいただきましたので、現在そのプログラムという部分、教育プログラムの部分を相手方と契約して作業に取りかかったところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ということは、まだ……道の駅完成いつでしたか、済みません、ちょっと忘れしましたので。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には復興創生期間10年ということで、スケジュール感としてはそういうふうに進めております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 復興創生期間10年、あとわずかですよ。その中で、まだデザインとか言っているんですから、私は総体的にちょっと遅いのかなと、そういう感じがしたもので今お聞きをいたしました。伝承館もプログラム等ということは、まだ具体的にこれこれこうということは定まっていなくて、それで来年まで間に合うのかなと、そういう心配をしていますけれども、その辺も計画を立てて進んでいるわけですから、私がいろいろ心配することはお世話だと感じて、その辺は了といたします。

それとあわせまして、あの辺のまちづくりというか、その辺のしおさい通りとか、その辺の計画と、これあくまでも震災復興と兼ね合いますけれども、交流人口の拡大とか観光戦略という観点でお伺いをいたしますが、いかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 道の駅の関係で、補足的にちょっとお話をさせていただきますが、今ご承知のように中橋の上部工の工事が入っております、今さんさん側の部分の設置をして、そのあとに今度は公園側のほうの設置をするということになります、ごらんになっておわかりのとおり、あそこにさまざまな重機も含め、それから資材も含めて置いてございます。したがって、これが終了しないとあそこに工事入ということが物理的に不可能なんです。ですから、そういう中でなかなかちょっと進まないという感覚がございますから、基本的にはそういう問題もございますので、なかなかとつかかれないという現実があるということだけはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 済みません、しおさい通りに関してなんですけれども、こちら今年度に町内の事業者が復興庁の事業を委託してまして、土地活用促進モデル調査事業ということで、こちらの事業を使ってしおさい通りをどういうふうにするかというのを、今ちょうど取り組んでいます。その中の一つで、一度夏ごろにナイトマーケットというものが開かれているんですけれども、それも復興庁事業の一つの取り組みとしてやらせていただいております。

これ以降なんですけれども、その事業は単年度の事業なので、ことしいっぱいということになっていますので、ただその結果を引き続き何かしらの形で引き継いでいかないと、復興財源でやっている事業が無駄になってしまいますので、そちらは引き続きどういった形で引き継いでいくかというのはあるんですけれども、町とそれから住民と地権者とちゃんと話し合える場をつくって、ワークショップなり社会実験なりというのをまた続けて、どういった使い方にするのかということを引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 道の駅とか伝承館は、復興総合交付金ですよ。違う、全部震災復興。ああ、そうか。地方総合復興交付金活用かなと思ったので、だったらじゃあそこを含めていろいろなことでね、道の駅とかそこだけではなくてという、そういう観点だったのですが、じゃああくまでも震災復興ということで捉えているから、そうすると私のちょっと質問の意

味が違ってくるので、いかがなんでしょう。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 済みません、復興庁の事業というのが、しおさい通りの調査事業ということになっていまして、道の駅の財源ということでいきますと、ちょっと今検討中ではあるんですけれども、国の交付金、国交省の社会資本整備総合交付金というものが使えないかということで検討させていただいております。なので、しおさい通りのほうにつきましても、そういった国の財源、社会資本整備総合交付金というものを使ってできないかなというふうに考えておりまして、これまたちょっと国のほうで審査を受けないといけませんので、実際にちゃんと使えるかどうかというのは、これからのちょっと頑張り次第ということになっておりますので、はい。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。ちょっと交付金とか、その事業名ちょっと聞き取れなかったのですが、大変申しわけない、ちょっとちんぷんかんぷんになったらご容赦をお願いしたいと思います。

とにかく、しおさい通りということで商店街を形成するということで、先んじて海産物店がオープンして、今ぼつんと一軒家状態であります。あるいはまた、向かい側のほうの海辺の広場でしたか、浜辺の広場でしたか、そういうところがあって、あの辺の活用とかいろいろなことを考えられますけれども、私はあの辺に屋根をつくる気はないのかなと。以前から何回も別の項目でも言っていますけれども、町なかで体育館とかそんなのを除いて、雨用のあれない、イベント開催地とかね。主催者側は大変苦勞なさっている状況だと認識しております。今、いろいろなことを仮設の魚市場で開催していますけれども、あそこだっていずれ解体しなければいけないのかと、そういうふうに思っていますけれども、いろいろな意味であそこの広場に、大体5反歩、5,000平米ぐらいの土地だと認識しておりますけれども、そういうことで考えられないのか。あるいは、何の事業かちょっとわからないですけれども、いろいろあそこでモジュールハウスですか、ああいうのを使ってイベント開催も多々やっているのは知っていますけれども、それを含めてあの辺の活用とか活力あるまちづくり、そういう観点でどのようなお考えをお持ちか伺いをいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 菅原議員、入谷公民館の建設の際にも屋根の話をしておりまして、大変屋根に関心をお持ちかなと思ひまして、お答えをさせていただきますが、当初海辺の広場に

つきましては、大屋根という考え方もございまして、一定程度のいわゆるプランをつくらせていただきました。そこが、実は寄附金がございまして、その公園にというある意味指定をされたようなあれで、1億円のご寄附をいただいている方がいらっしゃいます。そこに使うということにしているんですが、それでやった場合に、大屋根の面積が必然的に出てまいります。そうしましたときに、これからそこでイベントをやるというふうになったときに、非常に中途半端な面積にしかできないということがございまして、そういった屋外のイベントを担当しているのが商工観光なものですから、いろいろ役場内も検討させていただいて、これではちょっと中途半端ということがございますので、今お話ありましたように、復興市等を含めて開催をさせていただいている旧仮設の魚市場ございますので、こちらまだまだ使えるということもありますので、こちらのほうでイベントはするというにさせていただいて、そちらの海辺の広場のほうには大屋根はつくらない。多分ご承知だと思いますが、そちらの海辺の広場のほうには、いずれモアイを2体、そちらのほうに設置をするという考えで進めていく考えでございますので、そういうことであの辺の整備をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 経緯はわかりました。じゃあ、中途半端な施設になるからだめだということで、つくるなら中途半端はだめ。だったら、公園といえればあずまやぐらいはできるのかな、後でこれは計画していくと思うので、いろいろな方々のご意見を参考に進めていければいいのかな、そういうふうに思っております。

じゃあ、仮設の魚市場、あれはまだまだ大丈夫なんですね、消防法とかそんなのは全部クリアしているわけですから、維持管理とかで特に問題はないということでもよろしいかと思えます。わかりました。

それでは、次に行きます。

町の総合戦略会議の中で、地域資源プラットフォームというのができました。それが、サステイナビリティですか、そういうことで今事業をやっているのか、そういうふうに思いますけれども、現状はどういう活動をしているのか、その辺をちょっとお伺いをいたします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 地域資源プラットフォームということで、一般社団法人サステイナビリティセンターということで、平成30年度の活動実績ということで、ASCの認証取得、カキのブランド化推進というものをやったりだとか、あとはいのちめぐまのちの人

材育成事業というものをやったりだとか、あとはその学校だとか企業研修、あとその講演みたいなものとかを、そういう活動をしているということで承知しております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろなことで活躍しているということで、わかりました。

私は、当初設立して、行く行くは今のネイチャーセンター、戸倉公民館の中に建設中なので、行く行くはそこに公設民営で運営のほうを任せるのかな、そんなふうに私は思いでおりました。まだネイチャーセンターも工事中ですけれども、行く行くの考え、そういう考えはお持ちではないのでしょうか。ということは、総合戦略会議の中でいろいろ知恵を出し合ってやって立ち上がった組織なので、シンクタンクみたいな感じでいたのでは宝の持ち腐れになるのかな、町ではそういうふうに思っていないならそれでいいんですけれども、私はそういうふうな思いをしているもので、考えをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（桑原俊介君） 公設民営ということで、まずそのサステナビリティセンターなんですけれども、こちら研究みたいなものは、そこまではちょっとやらないような話で聞いておりますので、そちらのほうで、今のところなんですけれども、今のところはそういう公設民営ということではちょっと考えてはいない状況でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今のところ公設民営は考えていないと。私はぜひネイチャーセンターを、お金をかけてやって、町のPRにもなるので、いろいろなことで生かしていかなければいけないので、町で管理運営するよりも、そういうふうなことで活動しやすくして、活用幅を大きくして、あるいは雇用とかいろいろな面で効果が出てくるものと思うので、今のところ考えていなかったなら、何ら支障がないのであれば、公設民営ということで考えていくべきではないのかなと思いますけれども、町長はそういうことを考えたことはございますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町内でも公設民営の施設、何か所かございますが、そこはメリット・デメリットをしっかりと捉えながら方向性を定めるのが正しいのだろうというふうに思います。現在のところ、その部分について公設民営をするかということについては、こちらのほうでも検討はまだしてございませんので、その辺は多角的な形の中で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。現段階で考えていないということであれば、今後いろいろなことでメリット・デメリットを踏まえて考えていけばいいのかなと思いますので、その辺を私としては願っております。

これで1問目終わりますして、次に2問目に行きます。

台風19号に対する対応はということで、自然環境の変化により、全国的に集中豪雨が発生している。防災対策として、治山・治水についての考えを伺う。そしてまた、家屋や宅地への土砂流出への助成の考えは、について伺うものであります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、台風19号の被害に対する対応ということでお答えをさせていただきますが、まず1点目のご質問、治山・治水についてであります。今回の台風19号による大雨で、町道のり面、林道のり面や河川護岸等、至るところで土砂の崩落が発生しております。森林は森のダムとも呼ばれ、よく手入れされた森林では、降った雨や雪などの降水は、すぐに森林から流れ出ることなく地中に浸透し、地下水となり、ゆっくりと流れ出ます。また、表土が落葉などの堆積物、草、低木によりまして、降雨があっても林床が直接雨に打たれないため、土壌が流出しにくくなることから、これら水源涵養機能や土砂流出防止機能など、森林が持つ多面的機能を維持・向上させることが重要だと認識をしております。

このため、除間伐を推進し、人工林の防災機能、水土保持機能を高める災害に強い森づくりに取り組むとともに、さらに農地においても水田貯留に広く取り組むことで、大きな治水効果が得られるために、これまで町が進めてきた耕作放棄地対策とあわせて検討してまいりたいと考えております。

また、河川は上流・下流・支流ごとに整備状況、堤内地の土地利用や河川利用状況が異なっておりまして、限られた財源の中で河川の機能を維持するためには、改修状況、河川の利用状況や環境特性に応じて重点的に対応する区間を設定するなど、効果的、効率的に維持管理を行う必要があります。なお、河川の整備に当たっては下流域から実施することが基本となり、上流より下流、支線より本線が優先され、整備に当たりましては治水対策と利水対策との整合を図りながら、生物多様性の保全にも配慮する必要があると考えております。

続いて、2点目のご質問であります。土砂流出撤去への助成についてであります。土砂撤去に関する助成につきましては、日常生活に著しく支障を及ぼしているものに限り、住宅

内に流入した土砂の撤去等が災害救助法で認められております。台風19号の被災者で、当該制度の対象となる方に対しては、戸別訪問を行って制度の説明を行うとともに、制度活用希望の聞き取りを行ってございまして、その結果、3件の住宅において制度の活用があったというところがございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今町長からいろいろ答弁をいただきました。

普段の雨とかであれば、今の答弁で十分であろうかと思えます。今回ののは、1日24時間雨量が240ミリにもなった、こういうこともありますので、通常山の維持管理では多分防げなかったのかなど、そのような認識でおります。

治山・治水対策ということでお伺いしたわけですが、治山対策は地すべりや土砂流出、急傾斜地など、土砂災害から生命・財産を守る、そういうことで、詳しくは土砂災害危険区域とか、町内至るところありますけれども、詳しく指定年月日は忘れましてけれども、町内各地で何十カ所もそういう土砂災害危険箇所が設置されておりますが、設置から何年しても、いまだ具体的な策は講じられていない。それと、詳しい説明を、例えば防災マップありますけれども、黄色部分で囲まれて赤部分がちょこっと、ボールペンで引いたような赤部分があって、多分そこから土砂が流出するんだよということでもありますけれども、それらについての詳しい説明等はないのですけれども、この件についてはいかがなお考えでおられるのかお伺いをいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 防災マップについてお尋ねの部分についてお答えしたいと思います。

防災マップの中には、黄色のゾーンと赤いゾーンとあります。赤いゾーンから流れるというよりは、いわゆるその土砂崩れの危険性の高いエリアというところを、レベルに分けて色分けをしております。赤いところのほうが、より危険度が高いという意味合いで整理をさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） あのね、今の答弁内容はわかります。マップで赤とそういうなっていますけれども、例えば入谷地区の私どもの住んでいるところ、土砂災害危険区域なんですけれども、惣内山の一部に赤ペンがありますよね、赤で印、7～8ミリの3ミリぐらい。そこから土砂が流出するのか、以前聞いたときは、あの近辺、清流会館周辺は30センチか40センチの土石流が来るから、家にいても大丈夫だよという話ありました。それを信じましょう。で

も、その後、地質調査とかそういう明確な原因の判定とか、こういうことだよという詳しい説明がなされていないので、どうなんですかという質問でございますので、よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 説明がないという部分についてお答えさせていただきたいと思うのですが、基本的に、この計画自体は県が指定をしますので、一旦県のほうで説明をする機会を設けております。その後、その地域の避難計画といいますか防災計画、安全に暮らすための計画部分について、地域ごとの説明会を町が実施しているということで、全ての地域住民の方にお集まりいただいておりますけれども、そういった機会を設けてご説明をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今の説明は説明として、それはわかりました。ただ、土砂災害危険区域だって、じゃあこの辺が危険だから、ここに防護柵をつくるとか、そういうことは全然動きはないので、その辺がいかげんなんですとかということで聞いているわけなんですけれども、再度お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 土砂災害危険区域の指定の考え方ですけれども、多分県内だけで、この危険な箇所が数万件ございます。それで、今議員おっしゃるように、これまではハード面でそれを防ごうとしてきました。ところが、県内だけでも数万件ある、全国掛ける47になりますので、とてもハード面では対応し切れないということがはっきりしていますので、いわゆる減災の考え方でございます。災害が起きる可能性があるので、そういうときは避難をしていただきたいというために設定をしてございますので、ハード事業をやろうという、そういうものではございませんので、そこはご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いや、そうすると治山対策というのは、先ほど私こう述べましたけれども、そういうことではなくて、ソフト面で、もうしようがないんだと、土砂災害は起きるんだから、発生の危険があったらすぐ逃げなさい、そういうことですか。はあ、恐れ入りました。いやいや、逃げなさいね。

今、建設課長おっしゃいますように、全国では何十万カ所、土砂災害危険区域でも1万カ所以上あります、これはホームページ見ればすぐわかりますよ。そんなの知っていて、こうい

うことで、私から言わせれば、指定はしたものの、ここ何も対策してないんじゃないか、じゃあどうするのということでやれば、ソフト面の対策として逃げる。逃げるが勝ちですよ。わかりました。

そんなことで、ただ、同じ入谷地域に老健施設ありますよね、名前言えば慈恵園なんですけれども、そこも入谷小学校まで番度避難するんですよ。それが健常者が避難するのであればいいんですけれども、車椅子とかそれで何往復もしてやるんです。ただ、一般の家庭はまあ了として、できればいいということでもいいんです、町も……すぐ避難所開設とかありますから、対策はとっていますから。ただ、そういう施設、起きなければいいんです、起きるか起きないかわからないのに、危険だからって逃げないと、後々万が一事故があった場合大変なことになりますから、だからそういうところは、例えば先ほど言いましたように、この辺は大体30センチぐらいの土石流が来るのであれば、1メートルにも対応できるような防護柵をつくるとか、そういう施設に限って、これは対策していくべきだと思うんです。国・県がやらなかったら、町でもお金がないというのは見え見えですけれども、それぐらいの対策はして、安心・安全なまちづくりという観点からいえば、私はそう申し上げざるを得ないのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員の立場として、お気持ちは十分理解はするところですが、町の防災の基本的スタンスというのは、やはり一番大事にしないといけない、今回の震災を通じた経験を通じて、やはり一番大事なのは避難という部分の考え方を従前以上にしっかりと取り組んでいくことだと思っております、その物理的な防御の不足部分は、避難行動でしっかりとっていきましょうと。

町としましても、今回の例えば19号においても、相当早い時間から情報をとって、その対応をいたしました。つまり、夜間に避難をするような危険性が出てきた場合に、老人ホームの方々が雨の中避難するというのは、やはりよほど大変なことだということは想像が十分つくことでしたので、あらかじめよほど手前から町は体制をとって、情報をとって、明るいうちに避難してはどうでしょうかという施設側との情報のやりとりをして、あとは施設のご都合で、その情報を受けて対応するというような動き方をしております。施設のほうでも、しっかりマニュアルができておりまして、これぐらいのレベルまで行ったら、もう施設の中でも安全な場所に移動しましょうと。もっと危険性が高いようであれば、今回のように避難をしましょうというようなことが、しっかり施設の中でも計画立てされておまして、町の防災

担当のほうとも、その辺は連携をとりまして実施してございます。そういったことで対応させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

最初に、農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、菅原議員のまず治山ということの中で、農林水産課の考えをお話しさせていただきます。

町長答弁にもあったように、水源涵養機能ですとか、土砂流出防止機能というふうな森林が持つ多面的な部分という中で、ちょっと2点ほどございます。

まず、今年度から本格稼働いたしております森林管理システムの部分で、現在町が意向調査を行う予定の私有林の所有者に対する、今後モデルとなるような管理手法の確立というふうなところで勉強会をさせていただいておりますので、そういった中で適正な管理というふうな部分も今後やっていくというふうなところと、あと今回の台風を受けて、分収林の伐採承諾書の中に、土砂災害等の森林環境へ影響を及ぼすおそれがないよう、谷や沢への枝葉等の残地林材という部分は必ず放置しないことというふうなことでの一言をつけて許可をしているというふうなところでございますし、町としても分収林伐採後の土地に関しましては、条件がよければ再生林というふうな部分も今後考えていかなければならないのかなというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今課長からいろいろ答弁いただきました分収林の伐採で、今度はあれですか、沢の面の、例えば杉山伐採した場合には、ウラ、あるいは葉っぱ、枝、それまで全部撤去。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 放置しないことというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 放置しないことということであれば、やっぱり撤去ですよ。でも、こ

れって結構な負担ですよ。今の木価で、こういったときに、今二・八でしたっけ、町とあれでね。それでもかなり、1反歩、2反歩ならいいんだけど、何町歩となったら沢面どの辺まで指して沢というかはちょっとわからないですけども、かなりこうなってくると費用がかかるな、今の木価ではなかなか分収林も伐採できないんだというのは、今改めてそんな思いをしました。それはそれとして、そういうふうなことで、それが2次災害というか、それが流れ下ってきていろいろな支障になるから、それを回避するということが趣旨は理解しますが、なかなか大変だなど、そんなふうな思いに駆られました。

あと、森林の管理システムね、あるいはまた今の制度では、地主の意向はともかく、必要と認めたらいろいろなことで維持管理ができると、そういう法律もあるように思っていますけれども、いろいろな面で、やっぱり雨降った場合には上流から流れてきますからね。町長いみじくも、あの川、支流ではなくて本流からやっていくんだということでもありますけれども、まず上流のほうでそういう支障になるようなものが出ないような対策が妥当かと、そういうふうなことをごさいました。答弁ありがとうございました。

それで、先ほど土砂災害なんですけれども、先ほど慈恵園の例を話しました。そこは施設が望むかどうかは別として、第三者的にすれば、そういう避難も多大な労力、費用かかるので、人命第一に考えれば、それは当然といえば当然ですけども、そういう防護柵とかそういうことも、事業主さんと相談の上、何らかの対処も必要ではないのかなと、そんなふうにごさいますので、検討方よろしくお願ひしたいと思ひます。お願ひしたいはだめですね、そうして行ってください。

それで、治水なんですけれども、今回の災害で治水なんですよね、治水はどういうことをやるのかといえば、普段流量の確保できるような体制とか、前者もありましたけれども、支障木とかいろいろなことあります。河床が高くなったらそれ持って行ってとかいろいろあります、要因はありますけれども、今回ああいうふうな大災害になりました。さて、対策をどうしましょう。ここで申し上げたいのは、町長先ほど言いましたように、川は本流、下のほうからやっていくんだということであれば、私はここで提案、やっていただきたいと思うことは、県管理であります八幡川なんですけれども、小森、御前下周辺、あそこはほとんど直角というほどの急カーブでございます。昭和41年の台風の折にもあそこが決壊して、旧志津川中学校入り口のところも決壊したと、そういう経緯もございます。それらの対策として、県管理であることを重々承知でありますけれども、川の路線、川そのものを、あの急カーブを回避するような対策を講じていただきたい。強いて言いますれば、今のガソリンスタ

ンド前の仮設の橋あたりから昔の自動車教習所、あの辺を回って今の薬王堂のあたりまで川をカーブを少なくして被害をなくす、これが治水の第一原則であろうかと思しますので、これは県管理でございますので、県へ要望してやっていくべきではないのかなと、そういうふうに考えますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の台風19号でも、県内の河川の氾濫した場所ということについては、今ご指摘のような、いわゆる急にカーブのあるような場所から決壊したというのが結構散見をされるわけでございますので、そういう観点からいった場合に、小森の地域のいわゆる急カーブで入っていく、当然そこも一つの大きな要因になるのだろうというふうに思いますが、いずれこれは町でどうのこうのというのは、今お話にありましたように、県のほうにお話をせざるを得ないというふうに思っておりますが、相当の事業費がかかるということは想定されますので、県がどのような反応を示すかということについては、一応いろいろ話をさせていただきますが、その後ご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ぜひ、そういう法線を変えるということで、鋭意努力をしていただきたいと、それが長きにわたって水害を防止する唯一の方策であると、私はあの近辺に限って方策であると信じていますので、頑張ってください。

次に、家屋や宅地への土砂流出への助成の考えはについてお伺いをいたします。

個人の財産にはできないということで通していることは重々承知でありますけれども、今回も床上・床下あるいは床下なんですよね、川があふれて土砂が流入してきた。これまでの盤が流出して、一応役場に電話しても、個人の物件はだめですよと、そういう答えがあったので、泣く泣く自分たちで業者さんを頼んで重機でやって、あるいは碎石を買ってきた。人によっては、それこそ60万、70万かかった、少ない人で、全部聞いたわけではないですけども、そういう重機費用と碎石等で十数万円かかったよと、そういう方も多々あるんです。今回は、特別の大雨だったのでなったかと思っております。いずれも、これまでそういうことは起きなかったのだけれどもということでございますので、個人の財産どうのこうのもありますけれども、ぜひかかった費用の何割かとか、いろいろなことで制度的なことも全然ないので、今後考えていくべきではないのかなと、そういうふうに考えますけれども、考えをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の台風19号で、私も県内の被災の大きい自治体を視察してまいりました。とりわけ、南三陸町として仮設住宅を建てるということで大変お世話になりました横山地域におきましては、まさしく南沢川が前回と同様以上の、過去にないほどの大災害を受けました。ご案内のとおり、あの地域は全て、土砂災害でもう全て埋もれてしまったといっても過言ではない。登米市のほうからも要請がございまして、うちの職員も随分派遣をさせていただきました。

残念ながら、じゃあそれは制度があるのかということになりますと、ないんですね。うちの町だけというわけには、なかなかこれはまいりませんので、その辺の制度が現状としてないわけでございますので、そこの中で町としてどうするんだという話になった場合に、当然この問題については、県内の各町村全てに波及していく問題に直結していきます。ですから、今この場所で私が、南三陸で特別の制度ということになりますと、当然大変な大災害があった丸森も含めて、こういう問題が全て波及をしてまいります。そこも含めて判断をせざるを得ないだろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 他とのあれも、これは重々承知であります。逆に言えば、町独自で、財政的な面もありますし、いろいろ補助の関係とかも、こんなことをやるのであれば、南三陸町でこういう補助制度、助成はだめですと言われることも懸念されますけれども、そうではなくて、町独自の政策ということで考えていくのも一つであろうかと思えます。いろいろなことでね、物産とか観光面でも差別化ということでございます。差別化ということは、よそよりいいもの、要はブランドです。ブランド政策ということで、そういう捉え方もあるんだよということで、いろいろな諸条件があるのは重々承知ですけれども、住んでよかった、住んでみたい南三陸、きらりと光る輝く南三陸町を目指すためには、そういうことも考えていくべきだと思うので、町長いろいろなことで鉛筆をなめなめ頭をひねっていただきますことを進言申し上げまして、私の一般質問を終わります。でも、答弁だけはお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 差別化という言葉をお使いですが、ある意味いろいろな政策の中で、当然南三陸町の独自性というのを打ち出さなければならないというのはありますが、今のこの問題につきまして、差別化という言葉が果たしてこれは適正なのかということになりますと、決して私はそうではないというふうに思っております。ここはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

次に、通告4番星 喜美男君。質問件名、1、養殖ワカメのブランド化を。2、海岸線の崖崩れ、崩落現場の改修を急げ。以上、2件について一問一答方式による星 喜美男君の登壇、発言を許します。11番星 喜美男君。

〔11番 星 喜美男君 登壇〕

○11番（星 喜美男君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問相手は町長。質問事項、養殖ワカメのブランド化をということで質問いたします。

宮城県のワカメ養殖は、国内では岩手県に次ぐ2番目の生産量で、そのほとんどが松島湾以北で養殖されており、震災前の県内の生産量は年間約1万3,000トンで、三陸産ワカメとして高単価で流通してきました。ワカメ養殖は、短期間で収穫できることと、設備投資が比較的少なく済むことから、震災後の復旧も早く進み、現在は志津川支所で正組合員の80%、歌津支所でも60%弱の組合員が取り組んでいます。

本年のワカメの状況は、昨年秋の沖出しの時期に、温暖化の影響等により芽落ちや生育が悪かったことから、全体的に品薄状態となり、結果的にはワカメもメカブも高値で推移し、特にメカブは例年の倍のキロ単価500円の高値がつくなど、浜は久しぶりに活気づきました。

こうした状況から、ワカメへの期待感も高まり、一昨年ころから不振が続く牡鹿半島などの漁船漁業者が、放置していたワカメ漁場を再開するなど、ワカメ養殖を手がける漁業者が急増して、相当数の養殖施設が増加したと言われています。

また、通告では亙理町としてしまいましたが、訂正をいたします。閑上や名取市でした。

家庭用加工ワカメ最大手の企業が研究拠点としているゆりあげファクトリーという施設では、二期作ができる種苗を研究して、12月と3月に生産ができる種苗の開発に成功したと言われており、ことしの春から初水揚げを行うなど地域間競争が厳しさを増してきています。現在流通しているワカメの価格は、国内の作況によって左右され、どこかが不作になることで一定の価格を維持するという非常に不安定な状況にあります。そのためにも、他との差別化を図る必要があり、漁場の特性に合った高品質な品種の開発が求められています。

今、本町で生産している養殖ワカメのほとんどが外来種で、しかも塩竈産の種苗は志津川支所で3,000枚、約3,000万円分の購入で、その他に個人で直接購入している塩竈と岩手からの購入が約500万円くらいになるものと推測され、志津川支所分で約3,500万円、また歌津支所も事業者数はほぼ同じだが、施設規模は格段に多いことから、ざっくりと計算しても7,000万円から8,000万円の種苗代金が町外に出費されていることとなります。志津川湾は、ラムサー

ル条約の認定を受けるなど、国内有数のワカメ養殖漁場であり、湾内にはもともと天然ワカメが生息しています。この純粋な南三陸ワカメの種苗を、今は完成していると言われております。タンク採苗の技術をもって生産をして、南三陸ブランドとして確立できるよう、町、漁協、漁業者が一つになって取り組んでいかななくてはならないと思っています。そこで、次の点を伺います。

- 1、タンク採苗についての指導者の育成を行うこと。
 - 2、サケのふ化施設の休業期間を活用して、タンク採苗を行うこと。
 - 3、自然活用センター、ネイチャーセンターの事業として、こまめな湾内の海水調査を行い、漁民への情報提供、特にタンク採苗の沖出し時期にはこまめに行い、情報の提供を行うこと。
- 以上3点について伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、星 喜美男議員の1件目のご質問、養殖ワカメのブランド化についてお答えをさせていただきますが、まず1点目のご質問、タンク採苗についての指導員育成についてであります。ワカメのタンク採苗に関する技術マニュアルについては、既に確立されております。県内では、塩竈市の民間企業等がタンク採苗でワカメの種苗を生産しております。

タンク採苗の技術指導については、宮城県水産試験場で水産業普及指導員から技術指導を受けることができ、また地域からの要望があれば、当該指導員が地域に出向き、技術指導を行っておりますので、これらを活用して、町としてもワカメのタンク採苗技術の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のサケふ化施設でのタンク採苗についてお答えしますが、ワカメのタンク採苗には海水が必要となりますが、サケふ化施設では海水の取水ができず、施設そのものが塩水対応でないこと、加えて当該施設が復興交付金事業を活用して整備をしております。放流事業の休業期間であってもワカメのタンク採苗は目的外使用となることから、現状では施設の利用については困難というふうと考えております。

最後に、3点目のご質問、湾内の海水調査と情報提供についてお答えをいたしますが、現在宮城県気仙沼水産試験場が行っている海水調査については、志津川湾内に11カ所の調査ポイントを定め、年6回奇数月に湾内の水温、塩分等の分析調査を行っております。このほかにも底質調査、ワカメの栄養塩調査などさまざまな調査を行っております。これらの結果については、気仙沼水産試験場のホームページで公表されているところであります。

また、自然環境活用センターにおいては、これまでも生物環境調査などを行ってまいりましたが、今後は志津川湾のラムサール条約湿地登録を受け、ラムサール湿地保全計画を策定する予定としておりまして、これに伴い海洋環境基礎調査等のデータを蓄積していくことから、これらの情報についても町のホームページへの掲載など、漁協やあわせて漁業者の皆さん方への情報提供に進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ちょっと喉の調子が悪くて、聞きにくい声で大変恐縮でございますが、ご容赦いただきたいと思っております。

タンク採苗、完全に今技術が確立されております。私も以前、今から35年か40年ぐらい前にタンク採苗を手がけたことがございました。当時は、何の知識も情報もなく、手探り状態でしたが、当時の県の水産試験場で、担当が酒井さんという方でありまして、多分皆さんご存じの小野寺五典衆議院議員の前任の方でございました。何とか発芽するまでのメカニズムを解明したいということで、顕微鏡まで買って取り組んだことがございますが、その結果が失敗に終わりました、それ以降誰もやる人がいなくなったということで、私も非常に責任を感じておるところでございますが、ただ県の試験場でやっているのは存じているのですが、なかなか普及してこないというあたりに、漁民に問題があるのか、どこに問題があるのかわかりませんが、ただネット等で調べてみますと、かなり徳島県の水産試験場などは積極的に情報提供しておりまして、もう完全に陸上での種苗生産の方法は完成したと申しております。そういった先進地でしっかり学んでくるということも一つの方法ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、星議員おっしゃったように、震災前、水産試験場の皆さんと漁協青年部の皆さん方が、海浜センターでタンク種苗のいわゆる試験と申しますか、それに取り組んでいたという経緯がございますが、残念ながらその後、震災後そういった試験と申しますか実証実験ということについては、今中断ということになっております。

基本的にブランドというご質問でございますので、あえてお話をさせていただきますが、実はカキのASCとった後に、ワカメもASCをとろうということで、2年ぐらい前からそういった動きがあったんですが、残念ながら何か昨今そういった動きがぱたっと途絶えてしまったというのがあります。多分、ラムサール、うちの取得というか登録地に指定になった際に、志津川湾でとれるものにラムサールという冠をつけてブランド化を図ろうというふうな、

そういった考え方もありますので、ある意味そういう分野もうまく使いながら、いわゆる志津川湾で生産されたものについては、大変いい環境のもとで生産をされたものだというのを積極的にPRをしていくということも大変大事なかなというふうに思っておりますので、さまざまな角度から我々としても取り組んでまいりたいというふうに考えて、補足的にあとは農林水産課長から答弁させたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 実は、このワカメのブランド化というふうな部分に関しましては、昨年度実は私と担当の間でいろいろ協議をいたしました。まずもって、その漁民ですとか漁協も含めて、ブランド化に必要なと思われる仲買人ですとか業者、そういった方々を集めての、要は協議会の中でワカメの等級は、例えば外1、外2まででブランド化するのかとか、あとは今回その塩蔵ワカメなのか生ワカメなのかというふうな部分でも、全然実はシステムが違ってまいります。そういった中で議論を進めていくと、ちょっとこれは一筋縄ではいかないなというふうなところがあったものですから、ちょっと頓挫しているというふうな部分でございます。

ただ、いずれにしても、町長答弁あったように、このラムサール海域というふうな部分でとれたものという中で、いずれ差別化を図りたいというふうなことで、今後協議会も立ち上げて議論を進めていくというふうなところでございます。

ワカメに関しましては、非常に今三陸ワカメということで確立されている部分もあるんですけども、できれば町としても南三陸の海域でとれたというふうな部分はPRしていきたいというふうに考えておりますが、あくまで漁協、漁業者のほうからそういった機運が盛り上がった中で、町としてもそこをお手伝いできればというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ブランド化の定義があるかどうかわからないですけども、以前からこの議場の中でもワカメのブランド化という話は出ていたのは私も知っておりますが、全てさっき言ったように、ほとんどが志津川湾で今育ってとっているワカメは外来種なんですよ。私が言うブランド化というのは、いわゆるラムサール条約のこの南三陸の志津川湾で生息しているメカブからとった種を育てて販売する、いろいろな販売方法はあると思うんですが、そこからスタートかなと思っております。

もう一つは、先ほど来タンク採苗の技術の点ですが、なかなか定着しないのはなぜかというのと、私実はこの件で漁協の運営委員長と支所長とちょっと情報とりに行った経緯があるんで

すけれども、そのとき運営委員さん、役員さんなんかも来たんですけども、タンク採苗の話をするとうちの海ではだめだから」と、そういう話なんです。全然もう完全に決めつけて、だから定着しないだろうと思っているんです。

ただ、いろいろ調べてみますと、いろいろな普通のタンク採苗ではなくて、今はフリー配偶体からの種苗生産というのが、もう鳴門のほうで、徳島のほうで進んでいまして、その長所というのは、親のいい部分を長期間維持できて、高品質のワカメを安定的に生産できるということと、雄・雌の交配によって品種改良も簡単にできるという。生産期間を、種苗の種糸の生産期間1カ月でできるんですよ。しかも、さっき言った閉上のあれもそうなんですけれども、だめだったら2回とか3回続けてもできるという、そういうやり方ができるということで、非常に進んできているんです。そういったことを見ると、なかなかここには定着していないのかなと。ぜひ1回誰か、私も行ってみたいと思っているんですけれども、学んできたほうがいいと思うんです。それについてどのように捉えますか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほど、そのタンク採苗については技術が確立されているというふうなお話させていただいた中で、今回新たなそういった種苗の生産というふうなところでの技術的なものがあるというふうなこと、申しわけございません、ちょっと初めて聞いたものですからあれなんですけれども、今お話あったように、短期間でよいものができるということであれば、恐らくそれは県の技術普及員は持っていない技術だというふうに考えますので、そこは県、漁協とちょっと協議しながら、そういった先進地視察という部分は必要なのかなというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） このフリー配偶体ですか、この技術は多分まだこの辺では、ただあれなんです、震災の年の平成23年に、その徳島から気仙沼にその種をよこして育てて試験的にやったというのが載っているんです、徳島のほうでは、たしか地元の新聞にも何か載っていたようなんですけれども、もう一つは、多分指導者もその辺十分わかっていることだと思うんですけれども、なぜここがだめだと決めつけてしまっているのかというと、沖出しする水温だと思うんです。タンクの中ではそれなりに生長していても、沖出しのタイミングが悪くて、多分沖に出してだめになったりしている例が多いと思うんですけれども、逆にタンク採苗は、その沖出しを逆算して生長させていって沖に出せばいいということで、ちょっと水産試験場、後で私もわかったんですけれども、データが去年、おととしと出てい

まして、この歌津にしても志津川にしても、10月ぐらいからようやく20度台ぐらいな水温になるんですね。そのころ沖出しをすれば絶対、栄養分とかいろいろあるみたいなんですけれども、水温的には大丈夫なのかなと。ただ、塩竈産と同じぐらいの種を、時期のわせをつくらうと思うと失敗するのかなと、その辺のまだちょっとあれが足りないのかなという感じがしているんですけれども、いずれこのフリー配偶体というのは、もう画期的な方法だと思いますので、ぜひこれは学んできて、ちょっと皆さんに指導して普及させていく必要があると思いますが、そのあたりちょっと全体的に、ちょっとどのように感じられますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき星議員が漁協の方々が「いや無理だ」と言ったのは、多分一つの要因は、沖出しのタイミングの問題があると思います。ですから、その問題をどうクリアするかというのが、多分一つの課題の部分があるのかなというふうに思います。いずれにしても、今の情報、私も初めて徳島の件についてはお聞きをさせていただきましたので、そういったいい先進事例があるということであれば、町としても、漁協と一緒にないと意味ないものですから、漁協のほうと連絡を取り合いながら、そういった視察を含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） ぜひ積極的に進めていただきたいと。なかなかここで技術的なことを言ってもあれなものですから。

2つ目に入りますが、目的外使用という言葉が出てきたんですが、実はタンク採苗は海水の入れかえとかは必要ないんです。1回は海水を入れる必要があるんですけれども、余りそれから海水を、多少足したりとかぐらいはあったにしても、1回入れてしまえば、そのタンクの水そのまま使えるんですよ、秋までは。ただ、目的外使用と言われますと何ともならないんですけれども、この後の3つ目のこの調査も含めて指導員もどこからその指導員を選んで派遣といいますか、選ぶのかと。できれば自然活用センター、ネイチャーセンターの職員がやるのが一番私は理想だと思っているんです、そのいろいろ調査も含めて。あわせて、もしふ化施設がだめであれば、ネイチャーセンター、あの戸倉公民館のところに行っていますよね。あの戸倉旧中学校の屋体あたりを改造して、あれをもてあましていますので、ぜひあれを改造してできないかなというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか行政というのは窮屈なものでございまして、ふ化場はご承知の

ように復興交付金で整備をしてございます。当然そういった流れになりますと、どうしても我々とすれば型にはまった目的外使用という、そういうふうな言い方にせざるを得ないんですが、現実それが事実としてやっぱり我々に突きつけられてありますので、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

戸倉中学校の体育館は、頭痛いといえば頭痛いんですが、どちらにしろ。引くにしろどっちにしろ頭の痛い問題ですが、そこはそれとしていろいろ……あれ、戸倉公民館の体育館って、まだ検討していないんだっけか。ちょっと違う方向で一部検討している経緯がございまして、できれば有効活用したいというふうな思いがございまして、今の件について、あそこでというわけにはなかなか現時点としてはまいらないということですので、ひとつご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 私が描いていた理想は、一定程度の職員が、皆さんから希望者から種苗の種網を委託されて、そしてそこで一括で管理をするのが一番理想かなと思ったんですけども、いろいろ施設、それは今度は浜に来ていろいろ施設の問題が出てくると思うんですが、いずれ個々の意欲のある人に対して、施設がそのような感じで使えないということであれば、ぜひ指導者の育成をしっかりと、浜を回っていろいろそういう意欲のある人に指導して、育成をしていくという方向で力を入れてほしいと思います。2番目も終わります。

3番目についてですが、基本的にはどうなんですか、この活用センターの職員がこういった事業として情報提供等を漁民と密にするということは可能なんですか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ネイチャーセンターの機能の考え方につきましては、まずその調査研究というのが大前提としてございます。それは、今回ラムサールでとった海草のモニタリングの事業でありますとか、あとは生物相調査、絶滅危惧種等の調査というふうな部分と、あとは湾内の環境調査というふうなところ、あとは教育人材育成ということで、その町内、県内、県外の小中学校、高校、大学も含めていろいろな交流、PRというふうな部分。

今議員お話しされた部分は、湾内の環境調査の中に一部入るのかなというふうなことは考えられるのですが、例えばそのタンク採苗やった場合に関しましては、恐らく私が聞く範囲では、夏から秋まで、当然毎日見回りとか、あとは調査というふうな部分は必要なのかなというふうに思われます。そういったことまでできるような人数の体制でもございませぬし、今お話ししたように他の調査もあるという中もございませぬ。なかなかその、冒頭議員お

話しされたように、3,500万円だったり、町内合わせて何千万円というふうな、そういった責任ある部分を職員が果たしてできるのかというふうなところまでちょっと考えてしまうというふうなところが現状でございます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） まとめてふ化場を使ってやるというのは、もうだめということです。そういうことではなくて、個人個人の意欲がある人がタンク採苗をぜひやりたいという人に対して、いろいろな海の情報であったり湾内の水温も含めた情報であったり、そういった情報提供と、あと個々がやっているタンクをたまには見て回って指導したりと、そういった意味での指導ということなんです。以前から活用センターは、震災前は非常に素晴らしい顕微鏡があって、優秀な先生がいてやっていたんですけれども、非常に残念ながら漁民には不評だったんですよ。なぜなら、漁民に対する情報というのは全然なくて、大変崇高なことをやっているのはいいんですけれども、なかなか漁民と直接結びついていかない。海草押し葉ぐらいなのか、地域になじんだのが。そんなことでありまして、余り評価はよくなかったんですよ。そんなことにならないように、しっかりと漁民と寄り添って一緒に進んでいくようなことができないのかということでございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今ご指摘された部分は、私も聞き及んでおりました。震災前は袖浜に海浜センターがございましたので、そこで例えばカキとかホタテの幼生の付着状況というふうな部分でのお手伝いというのはさせていただいたというふうに認識しております。なかなか明確なその線引きというのは難しいんですけれども、基本的にその漁業者に特化した施設では、機能を持つわけではございませんし、漁業者のお手伝いをする機関でもございません。今ちょっと例に出した幼生の付着状況等に関しましては、それはこういうふうに見るんだよというふうなことで勉強会なりして、漁業者が自由に出入りして、顕微鏡を使ってそこは見たりというふうな部分は可能であるというふうに考えておりますし、あとそのネイチャーセンターのほうで調査研究いたしますその湾内の環境調査、その中で漁民に必要なデータというのは、そこから漁民の方が自由に見て、自分の仕事に活かしていただければなというふうに考えているところです。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 一つだけ、普通のタンク採苗、前言った従来のタンク採苗でしたら、安物の多分顕微鏡でも、我々が買える範囲の顕微鏡でもできるんです。沖出しのタイミング

を、芽胞体を確認するぐらいですから。やっぱりさっき言ったフリー配偶体、これをやるにはちょっと優秀な顕微鏡がないとできないみたいなんです。雄・雌を分けて、別々のフラスコに入れて、そして時期が来たらそれを合わせて受精すると、そういうやり方らしいんです。最初から一緒だとだめになってしまうので、もともと最初別な状態にしておいて、それでそれを保存しておけば、何年でもそのままでもつそうなんです。受精してしまうと、もうだめになってしまうらしいんです。ですから、そのままずっと何年でもいい品質の種苗であれば確保していけるという、そういうメリットの部分があるそうなんですけれども、一定程度のちょっと漁民では買えないような、買えないこともないいんでしょうが、高額な多分顕微鏡が必要となると思うんです、その場合にはですね。淡路島の兵庫県南あわじ市というのが、何人かのグループで、もう既にそれを自分たちでやって、雄・雌を分けてやっているところがあるんです。そういったことも含めて、やはり協力なくしてできない部分がありますので、そのあたりはちゃんとした体制をとっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お聞きしますと、南あわじで取り組んでいるということですが、南あわじはご案内のとおり、震災以来職員がうちの町にずっと派遣になっておりますし、それから今の南あわじの市長さんは、震災のころは東北通産局の局長をやっておられて、今市長になって2年目か3年目になると思いますが、そういったパイプは十二分に南あわじにありますので、その辺は視察の際に事前に向こうの方にお話をさせていただいて、こういう趣旨だということをお話ししながら指導をいただきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 現在のワカメ養殖事業者は、約670人の正規組合の中の500人弱で、約75%の漁業者がかかわっております。ことしは最後まで高値が続いたので、多くの漁民が潤ったものと思ひまして、来年の春には税収が間違いなく伸びると思ひます。そういったことで、本町の産業の中でこれほど多くの漁業者といひますか事業者がかかわっている産業といひるのは、ほかにないものと思ひております。町が産業振興を推し進めるとき、そこにどれだけ多くの人がかかわっているかということと、その産業にどれだけ伸びしろがあるのかといひるのは非常に重要なことであらうと思ひております。種苗生産にしても、高品度なブランド化にしても、ある意味伸びしろの部分であらうと私は思ひております。どうか、このワカメ養殖を1次産業の核と位置づけて、そして安定した生産体制を築いていけるよう、しっかりと支援体制を行っていただきたいと思ひますが、最後に町長の意気込みを伺って1問

目を終わりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 昨今、市場に揚がる魚等を含めて、大分苦戦続きでございまして、ご案内のとおり秋サケもかつてない大不漁ということですので、そういった意味におきましては、ある意味安定的に市場に揚がってくる、あるいは生産できるという、そういったワカメを我々としてもしっかりとその辺のいろいろな研究を重ねながら支えていくということは、当町が基幹産業水産業という位置づけでございまして、そこはしっかりと我々としても今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 次に、2つ目の質問にいたします。

質問の相手は町長。質問事項、海岸線の崖崩れ、崩落現場の改修を急げということでございます。

東日本大震災の大津波によりまして海岸線に発生した崖崩れや崩落箇所は、倒木などが倒れておりまして、その部分が一部手つかずのままになっております。高波などによって倒木が流出し、漁業施設や漁港施設などに大きな影響が出ることもあります。そこで、次の点を伺います。

1、崩落箇所の把握はできているのかどうか。

2、復興事業と言いましたが、震災の復興交付金事業で改修すべきという意味で書いたのですが、伝わっているかどうかわかりませんが、と思うがどうか伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきますが、まず1点目のご質問でございます崩落箇所の把握についてであります。震災後に宮城県と本町で海上からの崩落確認調査を行ったほか、ことし10月の台風19号通過後にも被害調査を行っておりまして、現在確認している崩落箇所については、戸倉地区で7カ所、歌津地区で4カ所ということになっております。

次に、2点目のご質問、復興事業で改修すべきについてお答えをしますが、海岸線の崖崩れ等については、東日本大震災復興交付金事業における事業メニューがないことから、現状は災害復旧事業や国庫補助事業を活用しながら宮城県が対応しているというところでありまして、震災によりまして崩落し、拡大傾向にある藤浜地区の小藤浜海岸付近及び館浜地区稲渕漁港背後地の崩落については、震災復旧に対応した宮城県単独事業であります三陸リアスの森再

生促進事業により、宮城県が工事発注済みであります。

また、台風19号の被害に伴う滝浜地区近東の保安林については、迂回路のない町道まで崩落の影響が生じていることから、緊急に対策が必要と判断されたため、宮城県が地元地権者と調整して、国に対して災害関連緊急治山事業の実施申請を行い、今年度事業として実施をするというふうに伺っております。

また、国庫補助事業である治山事業は、森林法で指定をされている保安林において崩壊等が発生し、その影響が人家や公道などに及ぶ場合は、地元市町の要望を受けて宮城県が実施をするということになります。しかしながら、今回把握している海岸線崩落危険箇所の多くは普通林もしくは対象外の保安林でありまして、保全対象も人家、公道等がないため治山事業の対象外となっております。

このようなことから、町といたしましては、保安林以外の海岸線崩落危険箇所の把握に努めまして、必要があれば南三陸町地域防災計画への山地災害危険地区として指定して、宮城県の補助事業である小規模山地災害対策促進事業を活用するなどして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 私も、何か当初から何度も課長ともいろいろ話をした経緯がありまして、どうも国のその災害復旧事業の対象にはならないということを伺っておりました。それで、県のほうにいろいろ要望等をして、戸倉地区の1カ所は完成をしております。今町長が言った小藤浜地区については、今年度実はやるはずだったんですが、どうも落札が不落で、いまだに手つかずのままというような状況のようであります。ただ、私も事あるごとに、県の震災の特別委員会等が来たときなども、いろいろ県にも要望を出しておりますし、なかなか県の財源だけではいつまでかかるかわからないので、国を動かしてはどうかということで、県会の先生方にもそういった要望をしてきた経緯がありまして、うちの議会で中央要望に行った際に、去年宮城県の土井 亨先生がちょうどいまして、そこでこの話をしましたところ、いや、これは国庫事業でできるんだよという話だったんです。それで、きちんと復興局にも話してあるので、上げてよこしたほうがいいよということで、課長にも話した経緯があるんですが、ひょっとしてどうなんだろうという、町も国にしっかりとした要望ができていのかという、そのあたりで食い違いがあるのかなという感じがしたんですが、そんなことはありませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、小藤浜の件のお話ございまして、確かに入札不調で何回もいったんですが、今般やっと入札決定ということになりましたので、施工工事に入っていくということになろうかと思えます。

なお、後段部分については担当課長から答弁させたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 済みません、復興交付金の事業メニューにはないということで、私も県のほうに問い合わせた際にそういう話を受けたところでございます。ただ、今前段町長お話ししたように、あそこの小藤浜海岸については、先般落札したということで安心してるところでございます。そのほかの部分、人家等がないということで、現在経過観察中というふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと県のほうから、復興関連で復興庁に令和2年度、来年度、国の施策予算に関する提案要望という中にありまして、そこに三陸沿岸部の海岸線における崩落対策事業の創設ということについて県のほうから、我々も県のほうにいろいろ話していましたが、県のほうでこういうふうな形の中で復興庁に出しているということですので、ご報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 当然、皆さん知っているとおりに、復興創生期間も来年度で終了しますし、もし復興事業でやるのであれば早いほうがいいかなという思いで、ちょっと今回質問したんですけれども、なかなか今言ったように、県のほうでもそうやって少しずつですが、いわゆる環境税を財源としてやっているらしいんですが、進めていただいているんですが、いつ完了するかわからないような状況なものですから、やはり何ととっても国土を守るという意味では、国がメニューにあったとかないからとかというのもちよっといかなものかと思うんです。いずれ、震災によってあれはあのような崩落が起こったわけでございます。どうかしっかりと県とさらに連携をして、国のほうにしっかりと要望して、できれば、何かきょうの新聞に復興大臣が政治の責任で対応するというところで、部分的なことはないのですが、21年度以降も続ける事業と廃止する事業の検討は、来年夏をめどに終える見通しを示したということでございますので、しっかりと県と連携をして、そして早期に完遂するように努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、星 喜美男君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時26分 延会